

平成30年小布施町議会平成31年3月会議会議録

議 事 日 程 (第3号)

平成31年3月8日(金) 午前10時開議

開 議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第 1 行政事務一般に関する質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(13名)

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小淵晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	大島孝司君
13番	小林正子君		

欠席議員(1名)

14番 関悦子君

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
総務課長補佐	中條明則君	企画政策課長	西原周二君
健康福祉課長	林かおる君	健康福祉課長補佐	永井芳夫君

産業振興課長	竹 内 節 夫 君	産業振興課長 補 佐	富 岡 広 記 君
建設水道課長	畔 上 敏 春 君	教 育 次 長	三 輪 茂 君
監 査 委 員	畔 上 洋 君		

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	山 崎 博 雄	書 記	柰 津 貴 子
--------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○副議長（川上健一君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○副議長（川上健一君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○副議長（川上健一君） 日程に入る前に、諸般の報告事項について申し上げます。

14番、関 悦子議員から、都合により欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

議長が都合により欠席いたしておりますので、地方自治法第106条の規定により、私が議長の職務を行います。

---

◎行政事務一般に関する質問

○副議長（川上健一君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は、昨日の継続であります。昨日に引き続き、順次質問を許可します。

---

◇ 小 林 一 広 君

○副議長（川上健一君） 最初に、8番、小林一広議員。

〔8番 小林一広君登壇〕

○8番（小林一広君） おはようございます。

通告に基づきまして、順次質問をさせていただきます。

まず最初に、太陽光発電の屋根貸しの効果はということでお聞きいたします。

信州大学の賦存量調査や小布施エネルギー会議から約8年、小布施町での自然エネルギーの実現化が、松川の水力発電により現実化されてきております。また、ここに来て、公共施設への太陽光の屋根貸しがいよいよ始まります。

そこで、次の6項目をお聞きしたいと思います。

現在の小水力発電の状況はいかがでしょうか。

次、公共施設への屋根貸しへの方針転換をした経緯は何でしょうか。

3番、屋根貸しの賃料はどこに入り、どのように使われるのでしょうか。

4番、決断がもっと早ければ、屋根貸し賃料はもう少し見込めたのではないのでしょうか。

5番、やはり太陽光発電の大きな意味は、地球温暖化に配慮したCO<sub>2</sub>発生を抑えることができるクリーンエネルギーであります。同時に、災害時等においては、蓄電池を併設することで、非常用電力としても活用することができます。そのような非常用電力の設備は、今回の屋根貸しに設置されているのでしょうか。

また、これから、太陽光発電の普及はどのように進むと考えているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○副議長（川上健一君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、おはようございます。

ちょっと、時ならぬといえますか、朝から雪に見舞われております。傍聴の皆さんは、お足元の悪い中、お運びいただきまして、ありがとうございます。御礼申し上げます。

ただいまの小林一広議員の質問にお答えをいたします。

小林議員におかれましては、再生可能エネルギーについて、問題、課題、当初から積極的にかかわっておられますことを感謝申し上げます。

まず、水力発電事業でありますけれども、地域密着型の自然エネルギーのモデル事業として、調査、地元合意、許認可手続等について、小布施町と協力協定を結んでいる長野自然電力合同会社が平成30年11月27日に、松川の用水を利用する小布施小水力発電所を建設し、現在稼動しております。

この小水力による発電の状況でありますけれども、12月の総発電量は3万8,511キロワットアワーで、平均発電出力は51.8キロワットアワー、1月の総発電量は5万5,253キロワットアワーで、平均発電出力は74.31キロワットアワーであります。2月の総発電量は6万1,512キロワットアワーで、平均発電出力91.5キロワットアワーでありました。12月は、取水口に枯れ葉が堆積し、水が流れない状態があったため、発電量が伸びなかったと報告を受けております。

現在のところ、施設は順調に運転されておりますが、冬期間は流量が少ないため、平均値では目標発電出力にはまだ届いておりませんが、2月には目標発電出力の110キロワットアワー近い発電をした日もあったと伺っております。渇水期の発電力で、この状態でありますので、年平均すれば、十分目標には達するのではないかというふうに推測をしております。

太陽光発電の屋根貸し事業を実施した経緯についてですが、議員ご指摘の賦存量調査では、太陽光とバイオマスは可能性が大きく、風力、水力では大きな出力が望めないとの結果から、小布施町の大事な財産である景観に影響の少ないモデル施設を定め、太陽光発電とバイオマスの導入を検討しておりましたが、太陽光発電については、議員も深く、直接かかわっていただいた、ずっとご指導いただいている先生が急逝されてしまい、このことによって、しばらく休止をせざるを得ない状況となりました。

バイオマスについては、調査時点での見積もりに比べ、ボイラー調達経費が大幅に上がってしまい、また、燃料ともなる剪定枝の収集・運搬、管理運用面での課題があり、こちらも具体的な事業化は行ってまいりませんでした。加えて、太陽光発電については、小布施町の景観との調和、先ほど申し上げましたけれども、これも大きな課題になっておりました。

そんな状態の中ではございましたが、2012年から2013年、1年間をかけて、小布施エネルギー会議、専門家や町の多くの皆さんが加わって、どんな可能性が小布施町にあるのかということを探っていただきました。その中で中心的な役割を担われた方が代表を務められる民間企業が、松川小水力発電所を建設することで、小布施町全体の約1割、350世帯相当の電気の使用量を発電することを緊急提案をいただき、世界規模で化石エネルギーから再生可能エネルギーに転換する流れが加速しており、持続可能な社会を目指すことが自治体にも求め

られていることなどから、小布施町としても、再生可能エネルギーを推進する会社をつくることを決定いたしました。

さらには、小布施若者会議の環境プロジェクトから、太陽光パネルの開発が非常に進み、太陽光発電による再生可能エネルギーを、景観に配慮しながら活用することが可能ではないかという提案があり、パネルのデザインや色、発電効率も改善が図られている中で、景観と調和がとれる公共施設であれば、屋根貸しによる太陽光パネルの設置が地域の電力を地域でつくっていく流れを生むことができるのではないかと考え、屋根貸しの事業者を募集させていただくことになりました経緯であります。

屋根貸し賃料の用途というご質問でありますけれども、財産貸し付け収入として、一般会計の収入となる予算計上をしております。予算上は一般財源となり、特定財源としていませんので、あくまで考え方としてであります。設置された施設の維持管理費に使われる一般財源に含まれていると考えることができるというふうに思います。

決断がもっと早ければ、屋根貸し賃料はもう少し見込めたのではないかとご質問ですが、そもそもちょっと考え方が違っていて、これまでの再生可能エネルギーの考え方は、あくまで既存の電力会社に販売をして、化石エネルギーと一緒に配電されるという考えのもとに組み立てられているものであります。実際に、みずからつくったエネルギーを自分たちで使うという考えに基づいたものではなく、それでは本当の意味で自前で電力を確保するということにならない。つまり根底には、私たちは売電ではなく、直接使用する電力をつくる、将来は配電の仕組みも考えて、見据えながら行動していくという考えに基づいております。

ですから、この間、もう少し決断が早ければというのには、やや時間が不足をしていましたし、それから、さらに言えば、それらの機器の発展も見込まれなかったということでもあります。そういうことでもありますので、ここへきて、あらゆる可能性を考えながら決断をしているということでもあります。

非常用電力の設備は設置されているのかについてのご質問ですが、現時点で、屋根貸し事業に係る太陽光パネルの設置が完了している施設はありませんが、対象施設として8施設のうち6施設について、蓄電池もあわせて設置いただくことを協議しております。これは、蓄電池の日進月歩の進歩も、非常に力強い応援になっているわけであります。

発電されている日中の時間帯が前提ではありますが、全ての施設において、災害時にはパワーコンディショナーから直接電気を使用することが設置条件となっております。

これから、太陽光発電の普及はどのように進むと考えているかというご質問であります。

一般的には、太陽光発電も含め、再生可能エネルギーへの転換はさらに進むと考えておりますし、進めていかなければいけないというふうにも考えております。

一方で、固定価格買取制度の価格が下落している中で、自家消費ができるよう、蓄電池の普及を進めるなどの発電と消費が一体的に行えることが必要と考えます。先ほど申し上げたとおりであります。公共施設への太陽光パネルの設置については、あくまで景観との調和を図る中で進めてまいります。

再生可能エネルギーへの転換は、小布施町だけで行うのではなく、近隣市町村ともよく連携する中で、この北信地域一体で進めてまいりたい、そのために、他市町村にも、近隣市町村へも声かけをしていくつもりしております。

以上であります。

○副議長（川上健一君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） 基本、この後、関谷明生議員も同じテーマで質問しますので、私とすれば、ある程度内容を絞って再質問させていただきたいと思えます。

まず、屋根貸しの目的は、基本的に売電ではなく、直接使用がやっぱり理想だということでした。それはもう、これからの時代、まさしくそれが主流になっていくというふうに考えております。

今回、でも、屋根貸しということは、あくまでも屋根貸しではないかというふうに感じております。実際、屋根貸しじゃなくて、それは直接庁舎のほうに使えるのでしょうかね。まずその辺ですね。

また、本来の質問に戻りますと、やはり我々も議会として、平成26年ですかね、須坂の北部体育館等、視察させていただきました。大島議員も、それに関して質問しております。

これ、単純な計算になってしまいますけれども、その当時の、果たして売電価格は幾らだったのかということも非常に問題になるわけでございます。というのは、なぜかという、最終的には屋根貸しということに方向を切りかえたということでございます。

須坂新聞の報道の中では、一応300キロワットの発電で、年間20万円ということになっております。

基本、屋根借り業者は、㎡幾らという算出をするらしいです。今の相場は大体幾らぐらいかと確認しましたところ、㎡100円ぐらいじゃないかということでもございました。しかし、実際、平成26年の相場で見えますと、やっぱり㎡400円から500円で動いていたという経緯があるそうです。

単純に、屋根貸しということで考えると、おのずとして大きな差が出てきます。町長おっしゃるように、あくまでも自家消費が目的だということでございますので、金額の問題ではないかというふうに思いますけれども、実際屋根貸しだとすると、これだけ大きな開きが出てしまいます。

また、6施設については、蓄電池の設置を検討しているということでございます。しかし、今の買い取り価格で見ますと、どうしても蓄電池の設置は、業者とすれば、かなり苦しい条件になっているというふうに見ております。その辺、確実に非常時の電源確保ということで、蓄電池を設置していただけるのでしょうか。ちょっと疑問に思っております。

ひところ昔の話ですと、そういった屋根借り業者のほうは、屋根の塗装サービス、またLEDの切りかえ、または蓄電池の設置サービスは、条件として提案させていただいたということでございます。しかし、今の現状では、かなり難しいのではないかというふうに感じております。

また、さらに、電気に対する認識の変化を見ていきますと、この変化の認識が非常に大切だというふうに考えております。

以前にもお伝えしておりますが、基本、電気は、私たちは、お金を払って買うものだということが当たり前のようになっております。しかし、3.11以降、時代の流れは変わって、電気は売れる時代になりました。太陽光発電は、まさに利殖の、誰にでもできる投機的手段になってしまいました。ゆえに、景観の破壊ということが懸念されたわけでございます。

今、そういったことを考えると、やはりむやみには設置できないというのが現状になってきております。そういった中で、答弁にもありましたように、まさにこれからは、自家発電・自家消費の時代になっていくのは、これ、目に見えている事実だというふうに感じております。

当然、大手電気メーカーも、そのように対象を切りかえてきております。また、既に大手ショッピングセンターでは、売電をせず、自家消費している事例も出ております。実際、RE100を目指している企業もどんどん出てきております。

そんな時代の中で、自家消費がこれからの流れだとすると、年間20万円の賃料をいただくよりも、行政も屋根貸しではなく、自家発電・自家消費メソッドを研究すべきではないかというふうに考えております。

実際、屋根貸しの屋根貸し期間というのも、基本、問題になってくるとは思いますけれども、実際、屋根貸し期間がどのくらいかということも、ちょっとお聞かせ願えればというふうに



思っております。よろしく申し上げます。

○副議長（川上健一君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 質問が少し、いろいろ飛んでいらしたので、整理しにくいんですが、まず、公共の施設のことを公共で直接賄えるのかというご質問であります。当然、今後はそれを目指しますし、現段階で、全てがそれ、直接賄えるという段階にはなっていないかもしれませんが、この方面での科学技術というのは大変、日進月歩であることは、議員もよくご案内のところだと思います。そういうところに非常に可能性を感じておりまして、まずは、そういう自家発電・自家消費というところを目指していきたいというふうに思っております。

売電ではないというふうに申し上げましたけれども、もう少し広い視野で見させていただきたいというふうに、であるからこそ、この再生可能エネルギー方策というか、それに踏み切ったわけでありまして。

幾つか質問の中で、耐用年数をどのぐらい考えているかということですが、これは20年です。これは、実はご承知のところだろうというふうに思います。

ご質問の中で、私が一番肝要だなというふうに思ったのは、RE100という概念ですね。これ、わずか2014年から始まった、5年前ですね。5年前に、事業運営に必要な全ての電気エネルギーを再生可能エネルギーで賄うこと、これを目標に掲げる企業ということになります。この5年間で164社が加入しております。

これもご存知のところだと思いますけれども、BMWであるとか、ゼネラル・モーターズであるとか、ナイキであるとかフィリップス、日本においてはソニー、富士通、イオン等々がこぞって参加を始めております。ですけれども、このRE100という概念は、まだまだ会社経営における概念であります。これを私は、地域概念として、その地域でつくっていかないかというふうに思うわけでありまして。

小布施町は町域が小さくて、再生可能エネルギーの資源は、かなり乏しいといっていると思います。これは、自然エネルギーにはさまざまな要素があります。バイオマスがあり、風力があり、水力があり、太陽光があり、地熱もあります。そうした中の、さまざまな資源を探っていくと、なかなか限界がある。そういう中で、1割程度を賄える今回の水力発電所の建設は、非常に大きな一歩だというふうに思っております。

がゆえに、景観を損ねない、公共施設においては、それを使っていくということになっているわけでありまして、そうはいっても、じゃ100%、小布施町の電力を再生可能エネルギーで賄えるかという、なかなか難しい。これは、近隣の市町村に働きかけていく

必要があるわけであります。

先般も、長野地域の連携推進協議会でもこのことを申し上げておりますし、私自身もこの北信、長野圏域だけではなくて、お隣の中野市や、あるいは山ノ内町、飯山市など、資源の多いところに働きかけをして、北信全域という地域でR E 100を目指すという一つの旗印を掲げていくことは、この地域の今後を考えるときに、非常に重要ではないかというふうに考えております。

議員もご存知かもしれませんが、飯田市を中心とする南信州では、航空宇宙工学、これを全域で行って、まちの拠点としながら、その中で、企業関連も促しながら雇用を生み、住みよい地域をつくっていくというものを大きな旗印にしております。

この北信地域には、そういう連携中枢等がございますけれども、大きな旗印がございません。そういう中で、R E 100ということを目標に、それぞれの地域が連携しながら努力することで、一つの価値のある地域を生み出すこと、これは、長野県全体が今、大変ありがたいことに、移住したい地域一番、日本で一番というようなことにもつながっておるわけですが、具体的に、自然環境がよいとか、水が美しい、空気がきれいだという範囲にとどまっております。

そうした中で、R E 100をこの地域の大きな目標としていきますと、できる限り努力をしていくということを旗印として掲げたときには、非常に大きな移住・定住、あるいは、この地域の新しい価値をつくっていくということの契機になるのではないかというふうに考えております。

ですから、これは少し時間がかかるかもしれませんが、短期的に見てどうだという話ではなくて、少し将来の目標として考えていきたいと。そのことを小布施から強く申し上げていきたいというふうに考えているところであります。ぜひご理解と、議員もこの問題には大きくかかわっておいでになりますので、ご一緒に行動をしていただきたいというふうに考えます。

以上であります。

○副議長（川上健一君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） 近隣市町村連携していただければ、それにこしたことはないというふうに考えております。それは当然だと思います。

ただ、逆に、地域が広がれば広がるほど、やはり実際の電気の流れというのがどういうふうになるのかというのが、私には逆に見えないところがありまして、やはり、もう少し細分

化していくほうが、これからはいけそうじゃないかというふうに、私はちょっと感じるころなんでございます。

そういった認識の違いは、ちょっとあると思うんですけれども、実際、近隣市町村との連携、実際どのようにしていくのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（川上健一君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 電力に関しては、我々日本人は、かなり固定的に物を考えている癖がついていると思うんですね。昭和26年に日本国内で、北海道から九州まで電力の再編が行われ、9つの大きな電力会社がつくられたわけでありまして。それから若干遅れて、昭和29年に沖縄で電力会社がつくられて、再編が始まったわけです。

そうした中で、当然のことながら、それらの10の大きな電力会社さんは、いろんな努力をされて、安定供給とかを図ってきましたけれども、さて、ここへきて、それだけでいいのかというのは、全てというか、基本的には化石燃料なわけですよ。そういうものに対して、もちろん否定するわけではない、安定的に供給してもらうことは重要ですけども、そうはいっても、いろんな世界的な見地からいうと、そういう考え方だけでは、ちょっと違うのではないかと。自分たちが、自ら自然の力を利用して再生可能なエネルギーをつくっていく、これも一つの選択肢として欲しいなというふうに思うわけです。

そうしたときに、配電の仕組みとか、当然この辺でいいますと、中部電力さんのお力もかりなければいけないわけですけども、そのどちらかを選択できるというようなことは、技術的には可能だろうというふうに思うし、そのためには、大きな電力会社である中部電力さんのご協力も必要だと。この辺を一体となって考えていくときに初めて、北信地域でのRE100を目指すよというようなかけ声は、現実味を帯びてくるのではないかとというふうに思います。

ですから、今私たちが普通に思っていることに対して、少し別の角度から物を考えていくということが必要なところにきているんだろうと私は考えておりますので、決して非現実ではないというふうにも思っております。

以上であります。

○副議長（川上健一君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） 当然、世界の動きの中では、選択した電力を買うことができる時代になっております。そういった選択をできる環境をつくるということは、非常に重要だと思います。それには、やはり地域がもっともっと、自分たちでできる自然再生エネルギーの手段、

方法というものを、当然考えていかなければいけないというふうに思っております。

そういった中で、単純にこれ今、屋根貸しというふうな感覚で、ちょっと捉えられていますが、すけれども、今の町長の答弁を聞きますと、単純なものじゃないというのが確認できたのは、非常に有意義だと思います。

それにも増して、水力発電、太陽光発電、また、それ以外のものが可能であれば、小布施町においてもどんどん取り入れて、また、地域を連携するということでありましたら、やはりお互いの失敗例、また成功例、そういった情報を共有しながら、町長のおっしゃる、未来に向かうRE100をぜひ目指していただきたいと思います。

そういった点で、ますますこれから、小布施町が新しい、また自然再生エネルギーも取り入れるということで、もう一度町長の認識をお聞かせください。

○副議長（川上健一君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 当初、7年から8年前に、小林議員が大変このことに関心をお持ちいただき、実際に活動もしていただきました。そういう中で、先ほどの答弁で申し上げましたけれども、バイオマスと、それからパネル、太陽光について、ややちょっと頓挫してしまいましたこともありましたが、そのほかにも、ほか地域では、例えば地熱であるとか、風力発電だって非常にやりやすいところもあるでしょうから、そういうところを結集しながら、それに向かっていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○副議長（川上健一君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

小布施町に重要な農村風景の維持をということで質問させていただきます。

小布施町の農村風景は、小布施町の町並み修景事業とあわせて重要な要素であることは、以前にも確認させていただいております。最近では、六中矢水のような地域の問題を抱えながら、行政のほうでも前向きに対応しております。そういった特区のような、創設のような新たな試みは、当然必要だと思います。

しかし、無意識の中に、どうしても住民の中では、線路よりも東は宅地開発ができ、線路より西側は宅地開発ができず、不公平だというふうに、単純に感じている人もおります。

当然、人口が増えるということは、自治会活動もそれなりにスムーズにいくわけですが、ただそれが、将来の小布施の姿をどのように変えていくのかというふうに考えると、少し心配しているところがございます。そういった中で、50年、100年、そういった先の小布施の魅力ある風景を残すためにも、新しい感覚、また将来の展望は持っていくべきだとい

うふうに考えております。

そういった小布施の景観、風景を住民の方全員で維持し、創造していくという考えの中で、農村部の景観維持、また自治会の持続・発展をどのように考えているのか。また、農村風景を維持しているということは、それに対する、当然行政とすれば、感謝というものがそこには自然と生まれていると思います。感じているか、意識するかしないかは別にして。

そういった中で、農家への苦勞、そういった維持している実際の行為に対して、行政として、どのような気持ちをあらわせるのか、ちょっと確認したいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（川上健一君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、小林一広議員の小布施町の重要な農村景観の維持をの  
ご質問にお答え申し上げます。

小布施町は、ご存じのように、昭和44年5月に須坂都市計画区域として都市計画を決定いたしまして、昭和46年1月に、優先的に市街化を図る区域でございます市街化区域と市街化を抑制する区域であります市街化調整区域の決定をしまして、いわゆる線引きを行っております。これによりまして、乱開発が抑制され、通り門の連続した通りや樹園地の連続した瓦屋根の家並みなど、町周辺部の良好な農村景観が築かれ、町の魅力の一つとなっております。

議員ご指摘の線路より東側は宅地開発ができ、線路より西側は宅地開発ができず、不公平感を感じる方もいらっしゃるということではありますが、これは、今おっしゃいました線路の東側に市街化区域のほとんどが位置しておりまして、西側が主に市街化調整区域となっているためであります。

まず、1点目のご質問でございますが、ご質問の趣旨は、農村部の人口減少のため、宅地開発を進めることによる農村景観の変化が懸念され、自治会の維持・発展も含め、その景観を維持・創造していく必要があるという視点からと考えております。

農村景観として見ることができ、維持をしていくべき地域・区域でございますが、これは町周辺部でありまして、平成18年度に県より、景観形成重点地区として指定を受けた町内8地区と、これを囲む樹園地など、その範囲が該当すると考えております。

指定を受けた地域でございますが、都市計画法第34条第11号の規定による区域でありまして、自治会単位では17自治会、自治会を1つから3つの単位といたしまして、8地区に分けたものでございます。地区全体の面積は159.3ヘクタールで、町全体の面積の8%余りとな

ります。

この地区の指定は、小布施町の市街化調整区域、いわゆる農村部におきまして、少子高齢化や若者転出、農業後継者の減少などによりまして人口が減少し、地域活力やコミュニティ維持、地域文化の継承などが懸念されたことから、農家住宅や農家の分家住宅の立地しか認められなかった市街化調整区域でも一般住宅を建てられるようにと、県と協議を進めまして、単なる住宅建設でなく、農村景観の維持を担保とすることなどを条件に、平成18年から県から指定を受けたものであります。

この地域は、もともと農家で、多くの農家でありましたから、住宅は今でも和風建築の農家住宅が多く残っておりまして、新たに建設・建築する住宅の形態につきましては、一定の建築基準、いわゆる景観形成基準を設けてきていることで、果樹園や水田に囲まれ、連なる和風建築の家並み、いわゆる農村景観が保たれてきていると考えます。

この地域におきましては、平成18年に指定した年から平成29年の10年余りの間に、新築件数が総トータルで77件、年平均いたしますと、6件余りあったわけでありまして。しかしながら、地区内にある既存の住宅を増築や改修する際は、景観形成基準を適用する、こういった基準を守るという規制は適用されません。

農村景観は地域の大きな魅力の一つでありまして、農村景観を維持していくために、町といたしましても、増築や改築に際しましても、景観形成基準や環境デザイン協力基準に沿った住宅となるよう、住宅相談等のご利用の一層の周知を図っていきたいと考えております。

なお、市街化調整区域である農村部におきましても、今、一定の景観形成基準等に該当すれば住宅が建設できるということが、まだまだ町民の皆様に十分知られていない面もございますので、この点も一層周知を図っていきたいと考えております。

また、町政懇談会などで、地域の本通りから1本裏に入った通りで家を建てたいというお話をいただいております。既に県には事前相談しているところであり、今後、具体的な場所等について、町民の皆さんの要望を踏まえ、県と協議していきたいと考えております。

農村景観は、自然や緑に囲まれた家並みともいえ、こうした景観での生活・暮らしを望む方もいらっしゃいます。自治会の維持・発展には、まずそこに人が暮らし続けていくことが必要でありまして、農村景観は、そこで暮らそうとする方を呼び込む一つの要因となるのではないかと考えております。

しかしながら、先ほど申し上げましたが、少子高齢化と人口減少などが進み、役員のなり手不足など、自治会活動を維持していくことが今後ますます難しくなっている状況も見

受けられます。自治会の存在は小布施町発展の原動力でありまして、自治会活動が維持されていくよう、町としても、町民の皆さんとともに取り組んでいかなければならないと考えております。

こうした中で、町では自治会の維持、地域社会の維持・形成の取り組みといたしまして、東京大学先端技術研究センター及び小布施町コミュニティラボとの協働によりまして、中子塚自治会において、お住まいの方々を対象としたアンケートによる意向調査を実施しております。

アンケートの内容は、まず地域内に住んでいる方に、今後の居住の予定、農業へのかかわりや後継者の有無、所有している土地の区分、日ごろの交通手段、自治会へのかかわり、また生活全般の満足度や必要度の度合いについてお聞きし、また、特にUターンされた方には、その理由をお聞きしております。また、町内外を問わず、この地区から出られた方には、この地区を離れた理由、今後の予定、居住していたときの自治会とのかかわりや、そのときの生活全般の満足度などについてお聞きしております。

今後、アンケートをまとめ、分析することによりまして、望まれる自治会やコミュニティのあり方、必要な施設等、あるいは地域づくりのあり方、そして行政の果たすべき役割や、住民の皆さんに取り組んでいただくことなどが見えてくるものと考えているところであります。

市街化調整区域における土地利用の基本となります農業振興地域整備計画は、昭和47年の策定依頼、根本的な見直しは行ってきませんでしたが、農家の減少や高齢化、担い手不足など、農業を取り巻く環境が非常に劇的に変わっております。また、まちづくりに対応するために、平成31年度と32年度の2年間をかけて、計画の見直しを行ってまいります。

見直しによりまして、先ほど申しあげました市街化調整区域の指定区域が拡大され、住宅の建設も可能となることが考えられます。保たれてきた農村景観の維持もまた、これによりまして懸念されるところであります。

新たに家をつくれる方は、比較的若い方が多いと思われ、こうした世代、年代の方々の転入により、あるいは人口増は非常に喜ばしいことです。しかしながら、既存の農村景観も大切でありまして、建設される住宅の形態との調和を図っていく必要があると考えます。

調和を図るために考えられることは、まずは町の景観づくりにかかわってこられた方、あるいは町民の皆様、そこにお住まいの皆様の意見、ご要望をお聞きし、これらをまとめて、景観形成のための一つの基準を設けていくことが必要であると考えております。この基準に

沿いまして、個々具体的なケースについて検討して、道路や区画、具体的な建物、あるいは門、塀などの工作物の形態・意匠、緑化などについて定めることで、住宅の建設と農村景観との調和を図っていくことができるものと考えております。

2点目の農村景観を維持、つくっていただいている農家の皆さんへの感謝の気持ちをあらわせないかということでもあります。

今、小布施町の美しいまちづくり条例では、良好な景観づくりに寄与していると認めさせていただくものについて表彰を、また、良好な景観づくりに寄与していると認めさせていただいている建築物の優良な景観建築物等について認定をいたしまして、同じ条例の施行規則では、環境デザイン協力基準に適合していると認めさせていただいている建築物の建築に要する経費へ助成金を交付させていただいております。

これは、景観づくりに協力いただいている方々を表彰や認定し、また助成金を交付することで、感謝の気持ちを伝えているものと考えております。表彰等に地域の限定はなく、今まで申しあげました18年度に県より指定を受けた8地区の中からも、既に対象となった方もいらっしゃいます。

議員ご提案の農村景観を維持された農家の方への感謝の気持ちを町としてあらわすといいたしますと、今申しあげました条例あるいは施行規則の中に、農村景観に特化した規定を設けることとなるかと思えます。

町の景観づくりは、市街化区域、市街化調整区域、あるいは市街地、農村部にかかわらず、進めていくべきものと考えております。ただ、目指すべき景観を形成する基準を地域の特性に合わせて進めていくことも、今後の景観づくりには必要であると思われまますので、この農村景観に配慮した住宅建設の励みとなるよう、規則、条例等の改正というものを今後考えていかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○副議長（川上健一君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） 非常に歴史の中から、小布施町の景観のいきさつ、また、今の現状の問題を説明していただきまして、まことにありがとうございました。

農村部の建物に対する評価、表彰等ということでありましたけれども、私の場合、ちょっと漠然としてしまうんですけれども、やはりきれいな農園、そういったものに対する認識も、指導も必要ではないかというふうに考えております。

それはどういうことかということ、やはり畑というのは、どうしても耕作物、農作物をつく



るという概念にしかなくなっていきません。でも、沿道にちょっとした花を植えるとか、そんなようなちょっとした心遣いで、農村の風景というのは、またがらっと変わってくるんじゃないかというふうに感じております。そういった、建物だけでなく、農場・圃場の整備、景観というものを、もうちょっと考えられないかということの、私のちょっと認識に実はなりません。

そういった中で、先日、おぶせ食と農の未来会議企画のスローフードを提唱している作家、島村菜津さんの講演を聞かせていただくことができました。この島村菜津さんは、イタリアでの農村の復活を、長い年月をかけて見てきております。そういった、実際に荒廃した村が再生されているという現実のお話をお聞かせ願いました。

○副議長（川上健一君） 小林議員に申し上げます。簡潔に質問をお願いしたいと思います。

○8番（小林一広君） わかりました。

そういった形で、農村にもっと活力が生まれる、要するに、農村の風景を守るには、やっぱり農業が、もうかる農業でなければいけないというふうにも考えております。

だから、そういったハードな面というか、ソフトな面での農村風景のカバーを考えるとできないかということで、もう一度お話しいただければありがたいと思います。

○副議長（川上健一君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 農村の景観、また農地、あるいは家づくりを行っている方への感謝の気持ちという質問で、今は、いわゆる畑、果樹園、あるいは、そういったものそのものも、あるいは一つの景観ではないかということで、しっかりとした農園を整備されている方への感謝もどうかということでございます。

おっしゃるとおり、農村風景というのは、やはり家だけではないと思います。畑、水田、まずこれが、農地がございまして、その中に和風建築、瓦屋根が連檐することで、一つの農村景観をつくっております。そういった意味では、今議員さんご提案の、農地も含めた一体となった農村景観、家も含めた一体となった景観について、何らかの形で感謝の気持ちをあらわせないかということについては、また今後の町の一つの景観づくりを考える上でも、非常に重要な参考となりますので、この点も含めて考えていきたいと。

その場合、どういうふうな形で、感謝というか表彰するかというのは、なかなか農業をやっている方、農地というのはあるわけで、それが個人になるのか、あるいは考え方によりますと、一つの地区なり団体というようなことも、今後あり得るんじゃないかと考えておりますので、非常に参考になる意見をいただきましたので、今後そういったことも含めて、今言

われた農地等も含めた景観、あるいはそういった方への感謝、表彰というようなものも考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（川上健一君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） ちょっと漠然とした質問になってしまいましたけれども、農村を面白くするという事も考えていただければいいかと思えます。

次の質問に入ります。

最近、信毎また須坂新聞で、国道403号の記事が出ておりました。やはり住民の方に、まだまだ403号の進捗状況がわからないのが現状でございます。

そういった中で、403号の進捗状況を、非常にデリケートな時期にきていると思えますので、差しさわりのないところでお聞かせ願えればありがたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○副議長（川上健一君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 小林一広議員の国道403号の進捗状況についての質問にお答えを申し上げます。

議員には、小布施町国道403号新しい市場通りを創設する会の委員として、小布施らしい道づくり、道空間づくりにご尽力いただいておりますことに感謝を申し上げます。

国道403号整備につきましては、昨年3月会議の一般質問で、小西議員より質問があり、それまでの取り組み状況について申し上げているところですが、改めて説明をさせていただきます。

国道403号の整備につきましては、平成20年6月に、沿道の上町地区の皆さんから町議会に安全な歩道整備の請願が提出され、採択がされ、その後、小布施らしい道づくりに向け、関係機関や町民皆さんとお話をしながら進めてきました。この全国でも初となる道空間整備の取り組みが、国・県の今までの画一的な方針・考え方から、個々に対応した柔軟な考え方へと変化し、今日に至っています。

この間、ご尽力をいただきました関係者皆さんにお礼を申し上げます。

ご質問の現在の進捗状況について申し上げます。

国道403号の整備につきましては、第1期工事区間として、中町・上町地区の約350メートルを設定し、モデル整備区間として、中町南交差点から北斎館入り口付近までの約100メー

トルを現在実施しております。

事業実施主体は道路管理者の県であります。小布施町国道403号新しい市場通りを創設する会の意見、この会につきましては、毎月開催しております。既に33回ほど開催しております。言うなれば、沿道の皆さんの意見なども反映され、事業が進められています。

事業は、国庫補助事業の防災・安全交付金、交通安全事業で実施をしており、平成29年度ではモデル整備区間の物件補償調査を実施をし、平成30年度では、調査結果を踏まえ、用地買収、物件補償を一部実施をしており、平成31年度では、残りの部分の用地買収、物件補償を県で行う予定としています。

また、町並み景観を大きく左右する要素であります電線類の地中化に向け、詳細設計を行うこととしており、それと合わせて、道路空間のしつらえ、照明や緑化などについても検討を進めることとなっており、平成32年度からの工事着手に向け、道路管理者の須坂建設事務所と一緒に取り組んでいるところでございます。

本事業に伴う移転先、いわゆる代替地につきましては、小布施町土地開発公社が平成24年、25年に購入しました上町地区の土地の造成を、4月中の完成を目指し、現在進めているところでございます。

また、沿道の方々の支援として、道路に面した民地部分につきましても、例えば、町並み修景事業で整備された長野信用金庫や小布施堂店舗前、第二町並み修景事業地のかんてんぱショップ小布施店前のように、公共的な空間となるよう考えており、平成32年度からの工事着手に合わせ、国の補助事業を活用し、地権者が行う景観整備への支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（川上健一君） 以上で、小林一広議員の質問を終結いたします。

---

◇ 渡 辺 建 次 君

○副議長（川上健一君） 続いて、10番、渡辺建次議員。

〔10番 渡辺建次君登壇〕

○10番（渡辺建次君） それでは、通告に基づきまして、順次質問させていただきます。

1 問目、園芸療法での健康寿命の延伸と介護度悪化の抑制を。

園芸療法は、植物を育てることによって、身体や心、社会性によい効果をもたらしたり、損なわれた機能を回復することを目的としているといわれています。具体的には、生きがいづくり（収穫の楽しみ、将来を期待）、運動不足の解消、筋力低下の予防、外出機会の獲得、社会性の維持（仲間との会話）、生活能力の維持（販売、料理）などです。

そして、園芸療法の効果としては、五感の刺激ということで、視覚、葉の色づき方や植物の成長を見て、四季の変化を目で感じ取る、触覚、土の感触とか水の冷たさ、嗅覚、土のにおい、花の香り、食物の風味、それから聴覚、鳥のさえずりや虫の鳴き声、風のささやき、参加者同士の会話、味覚、収穫物の味。

2番目として、生きがい（やりがい）ですね。世話をした植物の成長や収穫を楽しむことができる。

3番目として、役割、水やりや間引きをするなどの役割活動ができる。

4番目として、見当識、植物の成長度合いや水やりの時間などを把握する機会ができる。

5番目として、癒やし（落ちつき）、植物を育てることで、不安や鬱症状を和らげることができる。

6番目として、社会性、仲間同士で声をかけるなど会話が増える。

7番目として、日常生活、道具の使用や簡単な野菜料理など、日常生活動作をする機会ができる。

以上のように、園芸を通じて、植物や土と触れ合うだけでなく、他者とも触れ合う機会が生まれます。このようにして、園芸療法は、高齢者とスタッフ、そして利用者同士を結びつけ、健康に、そして楽しく生活するための多くの手がかりを秘めています。

高齢化社会と認知症患者等の増加、それに伴う医療費や介護費の増加が見込まれる近未来、この園芸療法を町行政が何らかの形で取り入れられないものかという思いでの質問です。

1点目、園芸療法について、町はどのようにお考えになりますか。また、将来導入しようとした場合の課題は何でしょうか。参考として、奈良県桜井市や千葉県八千代市ですね。

それから、2点目、町の家庭菜園を生かして、園芸療法を進める中での利用状況について、町の借上料や利用料の決定基準、利用者の内訳、利用のしやすさや問題点は何でしょうか。

3点目、各介護福祉施設や町内中心部により近い場所で利用できる遊休農地の所在確認と、それを利活用するとしたら、はたまたその課題は何でしょうか。

○副議長（川上健一君） 永井課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） ただいまの渡辺建次議員の園芸療法の活用に対するご質問にご答弁申し上げます。

ご高齢になっても、まだまだお元気で生活されている皆さんにとって、ご提案の園芸療法に取り組むことは、社会性を広げ、ご自身の生活レベルを維持・向上させ、社会とのつながりを維持するのに、非常に有効なものと考えます。

また、健康寿命の定義につきましては、平成29年の渡辺議員のご質問にお答えさせていただいているところでもあります。いろいろな考え方がありまして、一つの考え方としてですが、介護保険の要介護度2以上の方を健康でない状態とし、それ以外の方を健康の状態とするものがあります。それを1月末の小布施町に当てはめてみますと、85歳以上90歳未満の方で307名が健康長寿といえ、同様に、90歳以上では138名の方が健康長寿という状況でございます。

そのような中、草花や野菜などの園芸植物や身の回りにある自然とのかかわりを通して、心の健康、体の健康、社会生活における健康の維持を図っていくことは、町として大切なことと考えています。しかし、園芸療法の実践には、農業、園芸、医療、福祉、心理、教育など、さまざまな分野の知識や技術が必要になります。

町では、身近な地域で実践できる花づくりを推奨し、自治会ごとに、花づくり推進協議会による地域花壇の管理・運営を進めてきているところです。これも、園芸療法に近い効果を見込む取り組みの一つと考えております。

議員ご指摘のとおり、花や緑は人々の心を和ませ、安らぎや快感、活力、生気を与え、人と人とを近づけ、交流の場をつくり出します。高齢社会に伴う問題や時代の変化とともに急増する現代人の心のさまざまなケア、リハビリテーションを必要とする人々への支援など、一人一人の切り離せない心と体の健康や生活の質の改善のために、園芸療法の一つの取り組みとして、地域における花づくり活動が積極的に推進されるべきと考えております。

ご指摘のように、各介護福祉施設や町中心部により近い場所で利用できる遊休農地での活用を視野に入れたとき、町が園芸療法を導入するには、さまざまな知識、専門的な知見に基づき指導できる人材の確保が必要なものと考えられます。町として、指導できる体制の整備が、園芸療法を入れる際の課題となるものと考えております。

次に、家庭菜園の利用状況等について申し上げます。

町の家庭菜園は、町内3カ所に設置しており、くだもの街道、中条沖に設置する園は、面積4,877㎡に46区画を、押羽地区フラワーセンター北側に設置する園は2,054㎡に7区画を、

雁田沖地区に設置する園では4,077㎡に22区画を設置し、その合計は1万1,008㎡になり、全75区画を設置しているということでございます。

借上料の決定基準は、農地を農地として活用するということから、農業委員会が定める自主性賃借料を基準に決定しています。利用料については、1区画一律年間2,000円としています。利用者は全員、町内に住所のある非農家の方で、今年度は34名の利用がありました。

利用のしやすさとしては、行政が事前に農業委員会との協議を済ませておくことで、農家要件のない方が個別に農業委員会協議を経ずに農業を行えることが挙げられます。町が考える課題としましては、利用者が減少していることという点が挙げられます。

介護施設や町中心部の遊休農地活用上の課題としては、市民農園候補地で町内介護施設に近い場所とした条件、これは通所されている方が歩いていける距離感でございますが、そういった条件に当てはまる遊休農地は見当たりません。

町中心部では、横町地区と中央地区に該当する農園・園地があります。そこを利活用する場合の課題としましては、市街化区域の性格から借上料が高くなる可能性と、一般利用者の駐車場確保が困難で、利用につながる可能性が低くなってしまうことが挙げられるということでございます。

以上でございます。

○副議長（川上健一君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それじゃ、何点か再質問お願いしますね。

まず、園芸療法を導入するに当たっては、それなりの人材が必要だということですけども、想定される人材とはどのような人か。

それから、2点目として、自治会で花づくり推進協議会、活躍されていますけれども、それを担っている人たちですね。年代とか人数は、どんな状況なのか。

花づくりに特化してということでご答弁いただきましたけれども、これから先、花といたら、やっぱり実もあれですからね。実のつく植物も加えていくような予定はないかということですね。やはりこれも、収穫の楽しみということを考えれば。

それから、4点目として、家庭菜園に関してですが、75区画ありながら34名の利用である。これは、何か利用低迷のような感じがしますけれども、そのあたり、何か問題点があるのかどうか。

5点目として、町内近隣に遊休農地が見当たらないということになれば、補完ということですか、そのかわりに鉢とかコンテナを利用したの園芸療法は考えられないかどうか。

5点お願いします。

○副議長（川上健一君） 永井課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） 最初に、人材ということでございます。

人材ということですが、園芸療法の質の向上と保証という観点から、日本園芸療法学会というようなものがありまして、そういったところで、園芸療法士の資格認定制度というものを持っております。町としましては、こういった質の確保ということにつきましては、重要なことと考えますので、そういった人材が必要になるのではないかという想定ができます。

次に、花づくり推進協議会を担っている人ということでございますが、花づくり推進協議会につきましては、各自治会の皆さんにお願いしておりまして、その中でも、主として分館の方、それから老連の方、また、地域によっては、子供たちも育成会の活動として参加しているというふうに理解してございます。

また、3点目の実のつくものということで、収穫の楽しみということでございます。

園芸療法を取り入れたというときには、そういった取り組みも当然必要に、収穫の楽しみがあるということが、園芸療法の中では必要な部分というふうに考えますが、現在は花づくりということで進めさせていただいているということでございます。

34名の利用ということでございますが、七十数区画に対して、複数区画をご利用いただいている皆さんもございます。

次、5点目、遊休農地がないということに関して、園芸療法でどういう取り組みができるかということだと思っておりますが、農地がなくても屋内において、アロマセラピー的な行動も含めてということになりますけれども、植物や、植物を育てるということについては、屋内でも可能なものというふうに考えますので、そういった取り組みは可能というふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（川上健一君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、2問目に移ります。

小・中学校における学習環境の充実度は。

小・中学校の児童・生徒が学校で過ごす時間は、1日24時間の約3分の1であり、学習環境が重要であることは言うまでもないところです。

そこで、幾つかの質問です。

教室内に年表や地図、小学校ではローマ字表、中学校では筆記体のアルファベット表が掲

示されていません。その理由は何でしょうか。そして、掲示した場合のメリットとデメリットは何でしょうか。また、掲示するとした場合の経費はどのくらいでしょうか。

2点目、ローマ字の学習時間数と、その識字率は。ローマ字学力の定着に向けての努力は。また、学習支援体制の必要性は。

3点目、町内はもとより、国内におけるローマ字の使用例は、小学校段階での習得の必要性が大きいことの証明になるのではないのでしょうか。

4点目、ローマ字と英語との関連性をどのようにお考えか。

ちなみに、小学校の学習指導要領では、ローマ字について2カ所で触れられており、1カ所は、第3学年においては日常使われている簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、ローマ字で書くことであり、2カ所目は、第3学年におけるローマ字の指導に当たっては、コンピューターで文字を入力するなどとなっています。

5点目、小学校のプログラミング教育に向けての人材と教材の充足状況は。

6点目、中学英語における筆記体の指導については、中学校の学習指導要領において、文字指導に当たっては、生徒の学習負担にも配慮しながら、筆記体を指導することもできることに留意することとなっており、その附属解説では、筆記体は日常生活においては、手紙やカード、サイン等で使用されることもあり、生徒が読んだり書いたりする機会が考えられる。また、商品のデザインとして、筆記体で書かれた英語を目にする機会もあり、生徒が興味を持つこともある。そのような場合、筆記体を指導することは、文字に対する興味づけともなり、有益であると考えられるとなっています。筆記体の指導状況と習得状況について伺います。

次、図書館の充実度について。

1点目、全国学校図書館協議会が示している新聞・雑誌の最低基準タイトル数に基づく小布施の小・中学校の現状は、どのようになっているのでしょうか。また、その利用実態と指導状況は。

2点目、ローマ字や英語の書籍の収蔵数と、その利用実態は。

2番目、日本語と英語の併記が英語への興味を持ってもらうためにも有益と思う中で、学校の敷地内における植物について、小・中それぞれには何種類の樹木や草花が植えられ、そのうち、どのくらいに名札や説明書きが、主なものに添えられているのでしょうか。

○副議長（川上健一君） 三輪教育次長。

〔教育次長 三輪 茂君登壇〕



○教育次長（三輪 茂君） それでは、渡辺議員のご質問にお答えいたします。

まず、（１）の小・中学校の学習環境のご質問についてお答えいたします。

①のご質問にありましたとおり、小・中学校の教室には、年表や地図、ローマ字表、アルファベット表は掲示しておりません。

小学校においては、年表は、児童が社会科の資料集を持っており、調べ活動や授業に必要な資料として、自分で調べています。地図やローマ字表は、その教科の時間に、必要に応じて教師が掲示をして使用しております。

中学校の筆記体のアルファベット表につきましては、必要度が低いので掲示していません。

小・中学校ともに、授業のユニバーサルデザイン化と、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶ仕組みのインクルーシブ教育を推進しています。授業に集中しにくい児童・生徒に配慮し、黒板に集中できるよう、できるだけ掲示物を精選しているようにしています。また、必要に応じて、プロジェクターで拡大掲示をして利用しております。

なお、年表などを掲示した場合の経費は、それほどはかからないと考えております。

次に、②のローマ字の学習時間数については、小学校では３年生でローマ字を４時間、コンピューターのローマ字入力を２時間行っています。識字率については、読みは３年生終了時に、ほとんどの児童が習得していますが、書きは個人差が大きく、定着が難しい児童もおります。

学力の定着に向けては、教科書のみならず、宿題や学習帳、プリントを活用するとともに、パソコンの調べ学習など、総合的な学習の時間とも関連させながら、４年生以降も徐々にローマ字打ちができるよう、機会を設けて取り組んでおります。

学習支援体制につきましては、ローマ字は国語の教科学習の一つとなっておりますので、他の内容と一緒に学級担任が指導をしております。

中学校では、１年生で４時間行っており、識字率は９０％程度です。ローマ字の定着に向けて、授業でのワークブックや家庭学習で補っております。

③のローマ字の使用例については、議員と同じ意見であります。学校においては、ローマ字で表記されている身近なものを学習素材として取り上げ、ローマ字学習の際はもちろんのこと、広く活用することとしております。

④のローマ字と英語の関連性については、小学校では、３年生から始まる外国語活動に関連づけながら学習をしています。中学校においても同様で、日本語のものはローマ字表記、

外国のものについては英語表記となっております。ローマ字と英語は、両方を使い分ける必要があり、互いに密接な関係があると考えております。

⑤のプログラミング教育に関しましては、小学校では、上高井視聴覚放送情報教育委員会主催の研修会に教員が参加しており、来年度は理科の教材備品として、プログラミングロボットを導入して授業に取り入れていく予定です。中学校では現在、技術科の教員が担当し、今年度はプログラミング教材を使用して、信号機のプログラムづくりを学んでいます。

⑥の中学校の英語での筆記体の指導状況については、現在、授業では時間をとって行っていません。筆記体を学びたい生徒は、ワークブックについていますので、自宅などで行っている状況であります。

続いて、(2)の図書館の充実度についての質問にお答えいたします。

①の全国学校図書館協議会が示す新聞・雑誌の最低基準タイトル数は、小学校は新聞4、雑誌18、中学校は新聞4、雑誌25となっております。しかしながら、小学校図書館には新聞・雑誌は入れておりません。中学校図書館にも新聞は入れておりませんが、雑誌は部活関連のものを、生徒の利用度を考慮して5誌入れており、これは多くの生徒が利用しております。

②のローマ字や英語の書籍に関しては、小学校では89冊收藏されており、利用率が特筆して高いわけではありませんが、興味のある児童が借りに来ています。中学校では26冊收藏していますが、余り利用されていないのが現状であります。

最後に、(3)の学校敷地内における植物の状況についてお答えをいたします。

小学校では、その数量や、どの程度名札がついているかは把握はしておりません。主な樹木には日本語の名札がついておりますが、現時点では、ローマ字表記までは考えておりません。中学校では、58種類160本の樹木や草花が植えられていますが、名札や説明書きは特に添えられていません。

以上が質問に対する答弁ですけれども、議員がおっしゃるとおり、英語への関心・興味や学習意欲を高めることは、非常に大切なことだと思います。さまざまな機会を捉えて、英語やローマ字に自然と触れるよう機会を提供していけるよう、努めてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（川上健一君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それじゃ、幾つか再質問します。幾つかということは、二、三より多いので、メモしながらお願いしたいと思うんです。

まず、1点目、年表等を掲示をしないということですね。

前にあれば、確かに集中力を欠くという可能性はありますけれども、側面とか、あるいは後ろですね、背面に張るといふ、できる可能性はあるわけですよね。ユニバーサルデザインとかインクルーシブ教育といいますけれども、授業に集中しにくいという、確かにそういう生徒がおられると思いますけれども、そっちのデメリットよりも、掲示して、常に目にしながら、頭に入るといふんですかね、目に焼きつけられるのほうが、私はメリットのほうが大きいと思うんですけれども、そのあたり、比較検証したデータがあるのかどうか。それをまず1点目ということですね。

それから、2点目として、下のほうにいきますけれども、中学校へ行ってもローマ字の復習を行うということですが、これはすなわち、小学校だけでは習得が難しいという、その証なんですよね。その後、ワークブックや家庭学習で補うと言っていますけれども、効果の検証はされているのかどうか。

次、ローマ字に関して、身近なものを学習素材としてというご答弁でしたけれども、例えば、どのようなものを取り上げておられるのか。

次は、プログラミングロボットの導入が、この予算に上げられていますけれども、それはどのようなものか。

次は、英語の筆記体に関してですが、特に指導は行っていない、ほとんどの中学校がそのような感じですが、しかし、文字に対する興味づけとしては非常に有益であると、こう言っていますよね。それから、スポーツ選手のスターか何かも、よく自分の名前を筆記体で書いたりしますけれども、小布施の中学生もいずれ何人かは、そういう人間になる可能性もあるわけで、最低限名前でも、名前だけでも筆記体で書けるぐらいの力を、小布施の中学生にはつけてもらいたいかなと思いますよね。

とにかく、中学校でやらなければ、多分高校、あるいは大学へ行っても、筆記体の勉強はしませんよね。ですから、いつやるんですかといったら、今でしょうと、すぐ答えたくになりますけれども、小学校でローマ字、中学校で筆記体を確実に、どの程度かはわかりませんが、最低限名前ぐらいは書けるように。

ですから、そこでの質問では、自身の自宅学習に任せているようですが、その効果の検証はされているのかどうか。

それから、次、図書館の充実度に関してですが、新聞は全然入れていないということですよね。活字離れが問題にされていますけれども、何か新聞を事業に活用するような、そういう方向性というのは考えられないものか。

やはり新聞というのは、非常に重要だと思うんですね。今、若い人たちはスマホでほとんど済ませていますが、なかなか、新聞の購読者も減っているなんていう話も聞きますけれども、やはり新聞というのは、媒体として非常に重要だと私は考えていますので、せめて学校で、新聞の習慣性というんですかね、つけるためにも、活用できないものかと。

それから、ローマ字や英語の本に関して、余り利用されていないということですが、せつかくあるのが、なぜ利用されていないのか。難し過ぎるのかどうかね。だったら、もっとやさしいもの、使いやすいものを考えるべきだと思うんです。

それから、樹木に関しては、最後の質問に関してですが、中学校では種類とか本数を確認されていますけれども、小学校はないというんですね。この違いは、なぜこんな違いがあるのかどうかですね。

とにかく、また学習指導要領、ちょっと読みますけれども、日常生活に関する身近で簡単な事柄を内容とする掲示やパンフレットなどから、自分が必要とする情報を得るというんですね。だから、身近にあるのは、やっぱり学校の周り、あるいは校内でもいいですが、子供たちが目にする、そこですね、そこからローマ字とか、あるいは英語というのは、入ってくるのではないかなと私は思うんですね。

英語に関しては、小学校では最大700語、中学校では現在1,200ですが、最大1,800にふえるというんですね、これからね。樹木や草木以外で考えられるもの、併記する表示、行政の側ではどんなことが考えられるかどうか。

以上、9点ぐらいになりますか。お願いします。

○副議長（川上健一君） 三輪教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） たくさんいただいて、多分、全部メモし切れないんですけども、いずれにいたしましても、学校現場の先生方が判断をされて、掲示ですとか、筆記ですとか、そういうものを指導されておりますので、議員はあったほうがいいとおっしゃったんですけども、私どもとすれば、やはり学校の先生の判断にお任せをしたいと思います。当然、メリット・デメリットは検証しながら、授業を進めているものだと思っております。

あと、具体的なのはちょっと、漏れてあれなんですけれども、効果の検証については学校のほうに、しっかりやるように、また教育委員会からも申し上げたいと思います。

新聞につきましても、とってはおりませんが、違う方法で、いろいろと活字は読んでおりますので、活字離れにはつながらないような取り組みをされているものと理解しております。

あと、ローマ字の書籍ですね。これにつきましては、やはり、生徒の興味あるものを用意することが必要なというふうに考えておりますので、これにつきましても、学校の先生方と打ち合わせをしまいたいと考えております。

あと、樹木の表記ですね。小学校と中学校、片方がある片方がない、なぜないのかというのは、ちょっと理由は把握はしておりません。

いずれにいたしましても、そういう環境の整備というのは大事でございますので、学校の先生方と打ち合わせをしながら、十分整備をしまいたいと思いますし、例えば授業の内容につきましても、そういうご指摘があったということは、また、学校のほうにも伝えてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（川上健一君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） 何か、幾つか飛ばされたような感じがするんですけども。

それじゃ、二、三だけ取り上げますけれども、プログラミングロボットですね。これはどのようなものか。

それから、ローマ字の本とか英語の本が活用されていないというんですけども、これは難し過ぎるのか、あるいは、子供たちに興味を持たせるような方向性がないのかどうか、そのあたり、どんな感じですかね。その2点ですね。

○副議長（川上健一君） 三輪教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） 私も、プログラミングロボットがどういうものかは、正確に把握しておりませんが、いろいろなものを組み合わせていけば、信号機になったり、そういうことができる教材だと思います。

あと、書籍ですね。今確認しましたところ、日本の昔話とか絵本シリーズの関係の英語の書籍が入っているようですので、特に中学校、活用が少ないものですから、やはり中学生が興味を持つような書籍も導入するように、また学校のほうと打ち合わせをさせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（川上健一君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、最後の質問に移ります。

高齢者等の定義の見直しで見える近未来は。

人生100年時代といわれるようになり、高齢者と呼ばれることに違和感を覚える60代、70

代の人が増えています。長野市や松本市の各市長も、高齢者の定義を65歳以上から75歳以上に見直すよう共同提言し、塩尻市や安曇野市も賛同されています。

また、阿部知事も県議会の答弁で、現在の定義は県の実態に必ずしも合致しておらず、提言の趣旨には賛同する。年齢にかかわらず活躍できる社会の実現に向け取り組むと述べられています。

現在の人口区分は、14歳以下の年少人口、15歳以上64歳以下の生産年齢人口、65歳以上の老年人口となっていますが、これを現在の実態に合わせて、少なく見積もって、それぞれの人口区分を5歳引き上げ、19歳以下、20歳以上から69歳以下、70歳以上とした場合、小布施のそれぞれの人口と割合は、現在と比較して、どのようになるでしょうか。また、老年人口指数の比較は。

2点目、現在、生産年齢は15歳以上から64歳以下となっていますが、小布施町で、10代で就労している人数はどのくらいでしょうか。また、65歳以上で就労している人数も、どのくらいおられるでしょうか。

3点目、60歳になると、老人会への入会のお誘いがあります。この規定は、いつごろでき、そのころの平均寿命はどのくらいか。また、現在の老人会加入状況と活動実態。

4点目、この先、現役を引退された高齢者が増加の一途をたどることが予測されます。少しでも健康で、家から出たくなる環境づくりに、町はどのように取り組みをされ、あるいは、されようとするのか伺います。

ちなみに、内閣府の調査ですが、これは政府の統計ですので、正確さには少し不安を覚えますけれども、60歳以上の就業者の意識として、70歳以降まで働きたいという人は8割に上ったとのこと。また、経済産業省の調査では、亡くなる人が最も多い年齢は、男性が87歳、女性は93歳とのこと。定年が65歳としても、余生は20年以上あることとなります。

○副議長（川上健一君） 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長（林 かおる君） それでは、渡辺議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、最初のご質問、年少・生産・高齢者の人口割合と老年人口指数についてお答えいたします。

まず、国においては、2025年には第1次ベビーブームの世代、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達し、2040年には第2次ベビーブームの世代、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者に達し、高齢者人口がピークを迎えるとされております。町にお

いては、2019年、本年に高齢者人口が最も多くなり、後期高齢者の人口ピークは2027年になることが見込まれています。

世帯構成においても、高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯の割合が増加し、生産年齢人口が減少することが見込まれるため、家族や親族による介護や支援が受けられない高齢者の増加が懸念されます。

高齢者の定義となる65歳イコール高齢者は、1956年の国際連合の報告書がもととされております。当時の日本人の平均寿命は65歳前後でありました。現在は、男女とも平均寿命は80歳を超えておりまして、15歳以上延びており、長野県は平均寿命が女性は全国1位、男性は全国2位となっています。

平成30年、議員も話されましたけれども、平成30年9月に長野市と松本市は、65歳以上が高齢者という意識を捨て、65歳からが人生で最も輝く時期として、75歳以上を高齢者と呼びましょう、65歳からは人生の全盛期であり、健康寿命を延伸し、年齢にかかわらず、希望と意欲が湧き、自分らしく活躍することができる社会の実現を目指しますと共同宣言をいたしました。今後、2市が連携し、県及び県内市町村に対し賛同を呼びかけるとともに、本提言の趣旨に基づいた、さまざまな活動を積極的に推進するとのことです。

ご質問の平成31年1月現在における町の14歳以下の年少人口は1,416人、12.9%、15歳以上64歳以下の生産年齢人口は5,895人、53.6%、65歳以上の高齢者人口は3,693人、33.5%となっております。それぞれ、これに5歳を引き上げると、19歳以下の人口は1,942人、17.7%、20歳以上69歳以下の人口は6,332人、57.5%、70歳以上の人口は2,730人、24.8%となります。

また、人口の年齢構造に関する指数の一種で、生産年齢人口に対する老年人口の相対的な大きさを比較して、生産年齢人口の扶養負担の程度をあらわすための老年人口指数ですが、平成31年1月現在は62.6%となっております。これにまた、5歳引き上げた場合の老年人口指数としましては、43.1%ということになります。

ちなみに、平成29年10月現在の全国の老年人口指数は平均46.3%、長野県は55.3%となっております。

2つ目の10代と65歳以上の就労人数についてですが、平成27年国勢調査就業状態等基本集計によるところの10代で就労していた方は32人、また、65歳以上で就労していた方は1,445人となります。現時点での新しいそれぞれの就業者数につきましては把握しておりません。

次に、3つ目の質問です。

老人クラブにつきましては、老人福祉法で活動や地方公共団体の役割が定められており、町老人クラブは昭和35年に誕生しております。その後、昭和37年2月に老人クラブ連合会が結成され、本部及び支部での活動が展開されております。

ご質問の老人クラブが結成された昭和35年の平均寿命は、男性が65.3歳、女性は70.2歳であります。当時の入会の規定につきましては確認できておりませんが、現在は、おおむね60歳以上になると入会のお誘いがあり、支部によっては、65歳になると皆入るところや、年齢を引き上げているところもあるようです。

今年度は、18支部505名の会員が活動されております。活動に関しては、各支部の自主運営に任されていますが、趣味、文化、芸術、スポーツなどや健康づくり、介護予防関連活動、ボランティアなどの社会奉仕、高齢者の見守りなどの活動が行われています。

本部においては、ゲートボール、マレットゴルフ、輪投げなどの老人スポーツ大会や研修、レクリエーション活動、社会奉仕活動が実施されております。また、カラオケ、フラワーアレンジメント、社交ダンスなどのクラブ活動も実施されております。

最後のご質問です。

健康のために、少しでも家から出たくなる環境づくりへの取り組みについてお答えいたします。

昨年3月に策定しました町高齢者福祉計画において、高齢者が末永く、心身ともに健康で過ごせる健康寿命の延伸を目指します、また、高齢者が生きがいや社会的役割を持って活動・活躍できるよう社会参加を促しますとしました。

具体的には、老人クラブ連合会や支部の多彩な活動に対する支援の強化、各種事業において、高齢者と他世代が交流できる機会をふやす。高齢者がこれまで培ってきた知識や技能を生かした多様な活動に取り組めるよう、須高広域シルバー人材センターと連携し、高齢者の働く場の確保に努め、高齢者の多様な活動への支援を行い、社会参加の促進を図っていくというものです。

そのため、高齢者の皆さんが家に閉じこもることを防ぎ、できるだけ外に出て交流し、地域の中での支え合いの一端を担っていただく中で、ひいては自分の健康づくり、介護予防となるよう、町では健康や福祉、教育等の各分野にて、さまざまな事業を実施しております。

例えば、地域包括支援センターにて実施している介護予防事業だけでも、地域住民が主体的に運営している脳のリフレッシュ教室、お茶のみサロンを初め、各種教室の開催回数は年会300回を超えます。また、運動習慣の定着を進めるウォーキング教室や古民家における生



涯学習の各種講座、また、年間を通じて町や民間が主催する大小のイベントなど、さまざまな形で参加できる催しが盛りだくさんあります。

受け皿としては、たくさんありますが、いつも積極的に参加されている方もたくさんおられて、いいのですが、一番の課題は、昨日も答弁でお答えしましたように、こういった行事になかなか参加されない皆さんに興味を持っていただくにはどうしたらよいかという、そういうことだと思います。

それを踏まえ、現在、町と社会福祉協議会、老人クラブ連合会の3者で定期的な会議を開催し、高齢者の外出を奨励するために、お出かけポイントのような仕組みを検討しているところです。

冒頭でも触れましたように、65歳以上が高齢者と見るのは、この10年から20年間の間に、当事者の意識が大きく変化していることも事実です。小布施町でも、老人クラブの加入者が昔に比べて大きく減っているのは、多種多様な生活様式により、老後の選択肢が大きく増えたことと、特に農家の方などは、かなり高齢まで現役で働いており、老人クラブに入るには、まだまだ早いと感じている人も多いようです。

とはいえ、今後、高齢社会が進む中で、老人クラブは地域コミュニティを維持する上で重要な団体であり、今以上に緊密に連携していく必要があると考えます。高齢者も地域の支え手として、地域課題に取り組んでいただけるよう、高齢者の皆さんの出番を地域の中に多く創出していけたらと考えます。

なお、昨日の小林議員のときの答弁でもお話しさせていただきましたが、町やまちづくり委員会が主催するさまざまな催し物、さらに、これから各地域で開催を予定している地域の支え合いのための学習なども予定しております。ぜひ議員各位におかれましても、積極的に参加していただき、その上で、事業の内容やPRの方法など、取り組みに対するご助言をいただければ、大変ありがたく思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（川上健一君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） また何点か質問したいと思いますが、まず1点目、5歳引き上げると、非常に指数がよくなりますよね。例えば、老年人口指数、20%ぐらいよくなりますよね。

今よく、肩車だとか騎馬戦だとかいわれますけれども、こういったいい状況というものを、町としても、広く公表してもいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、そのあたり、どうでしょうか。

それから、2点目として、10代で就労と、私はほとんどいないと予測していたんですけども、結構大勢いましたけれども、学生のアルバイトか何かも入っているのかどうか。そういうことと関連しながら、10代と65歳以上の就労形態ですね。具体的に、もしわかりましたらお願いしたい。

それから、老人クラブに対しては、非常に大事なことなんですけれども、一応確認のため質問しますけれども、老人福祉法何条が根拠になっていて、内容はどうなっているのか。多分、そのものの言葉はなかったような感じがするんですけども、何条を根拠としているのかですね。

それから、次、最後のところですけども、高齢者と他世代が交流できる機会というのは、例えばどのような機会なのか。

それから、本当の最後ですけども、お出かけポイントですね。これは健康ポイントとか、以前も何度か質問しましたけれども、それと同じようなものなのか、それとはちょっと違う感じがしますけれども、実際どのような内容なのか。お願いします。

○副議長（川上健一君） 林健康福祉課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） それでは、再質問にお答えいたします。

5歳引き上げると、確かに老年人口の指数はよくなると思います。そういうことで、まだまだ皆さん本当に、昔に比べたら、65歳高齢者というよりも、さらに若く、皆さん感じられていたり、実際活躍されている方が多いので、そういった意味で、皆さんにはお話しできればと思っております。

あと、10代として、10代の方の就労形態は、ちょっと中身については把握しておりません。

あと、老人クラブに関する老人福祉法第何条かということも、今ちょっとここではお答えできません。

それから、高齢者と他世代の交流についてですが、今、例えば、居場所づくりみたいな形で、地域の支えの事業なんかでも、ちょっと今話に出ているんですが、そういったところで、高齢者と小さな子供さん、あるいは見ているお母さんとか、そういったところの皆さんがお互いに協力して、そういった場所の中で交流するということは、今、実際に松村の自治会で考えられているところです。

そういったものとか、あと、各種いろいろな事業の中で、できるだけ他世代で交流できるようなものは今考えているところですので、また、そういったものも皆さんにPRしていければと思います。

それから、お出かけポイントにつきましては、今本当に、老人クラブ連合会さんと社協さんと町で、ちょうど具体的に考えているところです。なので、具体、何かということはないんですが、例えばの話、町でやっている、先ほど申し上げました介護予防の教室だったり、あるいは健康づくりのウォーキング教室だったり、あるいは生涯学習のほうであったりとか、そういう行事に参加したときのポイント、または、自分たちが企画して、何かそういったものを創出して、考えて行動に移した場合とか、あるいはボランティアをやっていた場合とか、そういったときには少し高いポイントにするとか、そんな形で、できるだけ高齢者の皆さんが主体的に、みずから町の中に出て活躍してくれるようなふうになるような、そういったお出かけポイントを考えております。

○副議長（川上健一君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） 簡単な質問です。お昼が近いですけどもね。

1点だけ、お出かけポイントのポイントがたまったら何がもらえるか、そんなことも考えていますか。

○副議長（川上健一君） 林健康福祉課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） それもあわせて考えております。じゃ、そのポイントを何にかえたらいいんだろうということ、例えばその原資をどうしましょうとか、そういったことも今、含めて考えております。

一番早く取りかかれるのは、例えば、本当に簡単な、ちょっとお花でもいいし、何か一つのもので、ちょっと喜ばれるようなものを考えておりますが、例えば商店街とか、あるいは商工会さんとも、例えばお話をして、何かそういった商品券的なものに協力いただければ、かえるようなことも考えたりとかをしております。

○副議長（川上健一君） 以上で、渡辺建次議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩します。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

○副議長（川上健一君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。順次発言を許可します。

---

◇ 福 島 浩 洋 君

○副議長（川上健一君） 2番、福島浩洋議員。

〔2番 福島浩洋君登壇〕

○2番（福島浩洋君） それでは、通告に基づき、2件の質問をいたします。

一級河川松川堤防の提案と要望について

平成31年度には、松川の浸水区域のマップが発行される予定です。町民の皆様には、千曲川ハザードマップと照らし合わせて関心の及ぶところとなり、町内一丸となって、安全・安心の方策や対策が進むことになると考えます。

昨年12月5日に須坂建設事務所に、松川堤防の安全に関する事柄について伺い、資料に基づき丁寧に説明を受けました。資料もいただけてきました。

特に、小布施側の堤防の整備については、昭和39年に最高水位の基準を決め、のり面の補強や修復、また、電鉄を含む5つの橋回り部分の補強を順次考慮しながら、日ごろのメンテナンスを行っているとのことでした。しかし、最近の岡山、広島、徳島ほか、土砂崩壊や大洪水、また、記憶にも残る鬼怒川の堤防決壊による大氾濫を見ると、松川堤防の内部、中身がどうなっているか、確認ができませんでした。

そこで、提案と要望です。

(1) 特に川沿いの町民の皆さん、また我々町民として、さらなる安心を得るためには、堤防の中身をエックス線による内部透視調査や、地点を選抜してボーリングサンプル調査を行い、堤防の中の状況を知っておくことが必要で、当然の知る権利と思います。県・国に、安全・安心の町宣言小布施町として、ぜひ実施の要望をお願いするところですが、いかがでしょうか。

2つ目として、高山村から小布施町に流入してくる箇所、町境ですが、これが湾曲した堤防の形をしています。水衝部がない直線に変更・修復し、さらに、砂防ダム建設の要望は防災上必須であると考えますが、どのように考えますか。お答えをお願いいたします。

○副議長（川上健一君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 福島議員の松川堤防の提案と要望についてお答えを申し上げます。

昨年末に、議員みずから須坂建設事務所に出向かれ、松川堤防の安全に関する事柄を調査されておられますので、松川堤防につきましての説明は割愛させていただきます。

松川改修につきましては、須坂建設事務所の担当職員から説明があったかと思いますが、松川の河川改修は、昭和39年度に着手し、平成10年度に築堤護岸工の施工が完了しています。平成12年度から、乱流に起因する堤防侵食のおそれがあることから、低水護岸工の施工を開始しましたが、平成20年度、長野県建設部の公共事業再評価委員会において、3区間については局部洗掘等、状況に変化が見られないことから、事業の緊急性が低いと判断され、中止が妥当ではないかとの意見が多く出され、高水護岸は計画どおり、落差工は計画15期中の9期が完成、低水護岸は約1,500メートルが未整備となっております。

県では、事業中止後、今後大きな出水により護岸侵食のおそれが生じた場合には、県単独事業と別事業により対応していくとのこととです。

ご質問の中にありました松川堤防内部の確認を目的とした調査は実施していないとのことですが、平成20年度にかけて実施した河川工事の落差工工事で、既設の護岸石張りを剥がした状況では、堤防内部の補強が必要な状況は確認されなかったとのこととです。

堤防の管理については、出水前後や日常の護岸の巡視、地域の皆さんからの情報提供により、いち早く状況の変化へ対応できるようにしていく方針で、須坂建設事務所において維持管理が行われています。ご要望のエクス線による内部透視調査や、地点を選抜してボーリングサンプル調査を行うことにつきましては、町として、議会や町の方の声として伝えていきたいと考えております。

2点目の松川上流部の湾曲部分の改修と新たな砂防ダム建設についてです。

須坂建設事務所に確認したところ、町境付近の松川は掘り込み河道となっており、計画高水位に対して、堤外地の高さに十分余裕があるため、当面、河道の直線化等の工事予定はないとのこととです。また、河川勾配が土石流の流下が想定される勾配より緩いため、土石流対策としての砂防堰堤の設置について、現在予定はないとのこととでした。

しかしながら、松川下流部に位置する当町としては、上流部からの土砂の流下に伴う影響も想定されます。議員ご指摘のように、堤防を修復し、砂防ダムを建設することは、防災上必要であるとも考えますが、堤防を修復し、砂防ダムを建設することは、多額の費用がかかります。

町としましては、町民の皆さんが安心・安全にお暮らしいただけるよう、引き続き河川管理者の須坂建設事務所と情報を共有するとともに、さらなる安全対策の取り組みをお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○副議長（川上健一君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） 町行政として、31年度の6つの重点施策のうちの一つ、地域の安全・安心の推進というものが挙がっております。この観点から、今後将来とも、この一級河川・松川の安全・安心を、防災上どのような認識を持っておられるか、お聞かせください。

特に、潜在的に「松川、千曲川は怖い」という意識を皆さん持っておられると思うんですが、その辺も含めてお答えを願いたいと思います。

○副議長（川上健一君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今、防災上というようなお言葉がありましたので、私のほうからお答え申し上げたいと思いますが、まず、先ほど申し上げたとおり、ハード面については、町からの要望というような形で、一つ進めるということがございますが、もう一つは、やはり地域の住民の皆さん自身が、どう災害に対処するかというところが重要になるかと思えます。

自主防災会連絡協議会が中心となりまして、今後、それぞれの防災のあり方といいますか、実際にどういうふうに出て、どこに避難をするのかといったような点につきまして、徐々に詰めていくというようなことを計画しております。そのようなことをして、いち早く自分の身を守るといったところも、あわせて進めていくことで、できるだけ大勢の皆さんといえますか、1人たりともそういう被害に遭うことがないような、生命の危険がないようなふうにしていきたいというふうを考えております。

○副議長（川上健一君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） 今のお答えの中では、特に町の防災訓練というのが非常に必要になってくると思うんですが、この防災訓練に対しても、そういうことは重点的にやられるということ、今後、当然、これから31年6月にあると思うんですが、それも含めてということなんでしょうか。

○副議長（川上健一君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） 今回の防災訓練につきましては、まだまだ具体的な避難ですとか、避難経路ですとか、あるいは避難場所について、具体的なまだ、考えといいますか計画、そ

れがまだ煮詰まっていない状況になります。したがって、今回の防災訓練には、まだまだはっきりと、どういうふうな形でということは示されないと思うんですが、今年度といたしますか、31年度に、そういったものを組み立ててまいりたいというふうに考えております。

とはいってしましても、非常に出水期になりまして、危険だというような事態が、当然のことながら想定されますので、できるだけ早く、そういった取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（川上健一君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） では、次の質問に移ります。

国道403号線の浸透式調整池の候補地についてをお尋ねいたします。

平成31年度から、いよいよ新しい道路が、町並みと国道が一本化となった新しい国道403号事業が始まりますが、この事業はモデルとして、全国的に発信できることは大変すばらしく、事業に関連する、これから皆様方には、完成するまで、大変なご苦勞がおありになると思いますが、そこで質問です。

以前から一般質問をし、行政から回答の中で、検討中のもう一つの浸透式調整池の候補地は、おおむね選定ができたのでしょうか。最近ますます激しくなっているゲリラ豪雨等を思うと、道路工事が完成する前に竣工していないと、電鉄跨線橋付近の住民の方々が非常に心配されると思いますが、31年度の考えをお聞かせください。

○副議長（川上健一君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 国道403号の浸透式調整池の候補地についての質問にお答えを申し上げます。

国道403号に新たな浸透式調整池設置につきましては、平成29年9月会議、また平成30年9月会議一般質問で、議員より、候補地等の提案も含めご質問をいただき、雨水浸透ますなどの設置が必要と考えているので、現在、県と一緒に整備を進めている国道403号の整備の中で、雨水対策についても取り組んでいきたいとお答えを申し上げます。

その後の検討状況と平成31年度での実施を含めた考えについてのご質問です。

議員ご質問の中にありましたように、雨水浸透施設につきましては、道路工事が完成する前に竣工が必要と考えております。現在、県と用水、路面排水の系統数などにに基づき、どのくらいの水がどこを流れ、豪雨時にどのような影響が出るか想定をする中で、水路の構造や浸透ますなどの設置箇所について検討していくこととしています。

平成31年度には、翌年度からの工事に向けた具体的な設計等を行っていく予定としておりますので、その中で、以前、議員より例としてご提案いただきました箇所も含め、設置箇所や大きさなど、具体的な部分について検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○副議長（川上健一君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） 31年度の重点事業の中で、水路改修工事と雨水浸透ます設置工事1カ所とありますが、これは聞いたところでは、松村地区の浸透ますが継続となっているということ聞いておりますが、403号、電鉄の跨線橋付近のほうが緊急性があるような気がするんですが、この辺はどうお考えでしょうか。

○副議長（川上健一君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるように、跨線橋の付近につきましても、水が豪雨のときに大分流れてきているという状況も承知はしているところです。

全町的な雨水対策の中で、上流部、下流部、均衡のとれた整備をしていくという中で、上流部から、まずは下流部に流れる水を抑えるということで、平成31年度につきましても、松村地区に1基浸透ますを設置するという計画としております。

先ほどもお答えをさせていただきましたように、国道403号の今回の整備に合わせましては、そのモデル整備区間の付近で1基なり2基必要な部分、どのぐらいの雨量を浸透させる必要があるか、また水路につきましても、穴あき水路の可能性等も含めて、403号沿いについては、別の方法で検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（川上健一君） 以上で、福島浩洋議員の質問を終結いたします。

---

◇ 関 谷 明 生 君

○副議長（川上健一君） 続いて、11番、関谷明生議員。

〔11番 関谷明生君登壇〕

○11番（関谷明生君） 太陽光発電屋根貸し事業実施の経緯と真意についてお伺いします。



小布施町公式ホームページには、小布施町太陽光発電屋根貸し事業の公募結果が、また、本年2月号の町報には特集で、持続可能な社会を目指して、再生可能なエネルギーを考えるが掲載されています。

町では、太陽光パネルを設置することが可能と思われる22施設の公共施設を公募しました。3事業者から、14の施設に設置希望の応募をいただきました。そして、12月26日及び本年の1月23日に、外部有識者が加わる太陽光発電屋根貸し事業者選定委員会を開催し、事業実施の確実性や景観との調査が図られるか等を審査基準として審査を行った結果、太陽光発電屋根貸し事業設置候補者及び事業対象施設として8施設を決定しましたと掲載されています。

屋根貸し仕組みは、学校や公民館などの所有である自治体が屋根・屋上を貸し出し、借り受けた発電事業者が太陽光発電設備を設置します。設置費用は発電事業者が負担し、発電した電力は発電事業者が電力会社へ売電し、その売電収入から自治体へ賃料を払うというモデルです。

自治体が屋根貸しをするメリットとして、次のことがいわれています。

一つは、災害対策になる。これは、地震などの災害が発生した際、避難所として利用される学校や公民館の屋根に太陽光発電があれば、災害で停電したとしても、晴れているときの太陽光で発電している時間帯に電気を使うことができる。いわゆる自立電源を確保できるということです。

また、賃料・償却資産税が得られる。いわゆる未利用のスペースを貸すことで賃借収入が得られ、有効活用ができること、また、太陽光発電設備は発電事業者の所有ですが、これに対する固定資産税が発生し、自治体の税収増加につながります。

次に、屋根・屋上の保護と節電効果が果たせます。これは、屋上を太陽パネルで覆うことによりまして、日光や風雨による経年劣化を抑えることができます。また、遮熱効果により冷暖房コストが抑えられるといわれています。

次に、環境問題解決の一助になる。学校の屋根に太陽光発電設備が設置してあることで、再生可能エネルギーのことや環境問題のことが、子供たちにとって身近な存在になります。子供のころからの、こういった事柄について意識することで、未来の環境問題解決の一助となる可能性が高くなります。

次に、初期投資やメンテナンスが不要なことです。発電事業者によって設置、メンテナンスがされるため、自治体の金銭的な負担はありません。

学校の屋根への太陽光発電は、自治体の予算や人員不足によって、なかなか普及が進みま

せんでしたが、屋根貸しによってハードルが下がったといわれています。

一方、発電事業者が屋根を借りるメリットとして、安全な投資になる。これは、公共施設の屋根を借りることで、初期費用を抑えた投資をすることができます。そして、特別税制措置により、特別償却50%、税額控除4%を受けることが可能で、安定した収益を期待することが投資になります。

また、災害リスクが少ない。学校や公民館などは、防災対策がしっかりしており、災害時の倒壊や破損のリスクが高くありません。また、防災面も強固なため、盗難の心配もそれほどしなくて済みます。また、学校等の周囲には、比較的背の高い建物がいないので、日当たりが悪くなるという問題もないです。つまり、貸す側にも借りる側にもメリットがあるといわれています。

今まで議会でも、平成26年3月会議一般質問で、小林一広議員が、公共施設への自然再生可能エネルギーの積極的な設置を提案しました。その内容は、新設・改築計画のある公共施設への自然再生エネルギーの設備の設置計画の常態化、公共施設への積極的な設置を促すための条例化、そして、具体的には屋根貸し事業の積極的な推進を訴えました。

平成26年6月会議では、大島孝司議員が、須坂市北部体育館のソーラー発電システムを議会で視察いたしました。そのときの知見に基づき、地球環境に優しく、原子力発電に頼らないソーラー発電システムを公共施設、体育施設の屋根の上に設置して、二酸化炭素削減に向けた取り組みを提案しました。

そのときの理事者の答弁は、今ある施設での実証を優先させ、その実績により、自然エネルギー推進計画にも位置づけたいと。そして、その当時、小学校のエアコン設置工事に合わせて、屋根の上に太陽光発電システムを設置し、その結果を十分検証して、今後の公共施設、体育施設にも取り入れていきたいとの回答でありました。しかし、その後5年間、具体的な行動・活動はありませんでした。

しかし、本年度、周辺景観への影響を最小限にとどめつつ、発電設備の設置を認める施策に転じました。その背景には、小布施町若者会議の環境プロジェクトから、まちづくりにおいて、再生可能エネルギーを景観に配慮しながら活用することは可能ではないかとの提案が後押ししたのではないかと推察しております。

再生可能エネルギーだけ100%使う、午前中の小林一広議員からも、町長の答弁の中でも、RE100を使命に、景観と開発を目指すデザインソーラープロジェクトを立ち上げ、景観と調和する再生可能エネルギーの導入の研究を進めていただいております。

この現状を踏まえて、次の質問をいたします。

太陽光発電屋根貸し事業実施に転じた経緯について伺います。午前中、町長の答弁もありましたので、その内容も含めて結構です。

2点目は、町所有22施設を、いつどのような方法で、また、どんな条件を付して公募を実施されましたか。業者の皆さんから応募のあった14施設は、どの施設でしょうか。そして、その14施設のうち、事業対象が8施設に決定した根拠、また理由を伺いたしたいと思います。

屋根貸し事業は、自然エネルギー推進計画にどのように位置づけられているのでしょうか、お伺いをいたします。

4点目として、デザインソーラープロジェクトの提案に非常に興味・関心があり、期待もしています。連携をどのように町として考えているか、お伺いをいたします。

○副議長（川上健一君） 西原企画政策課長。

〔企画政策課長 西原周二君登壇〕

○企画政策課長（西原周二君） ご質問につきまして、順次答弁をさせていただきたいと思えます。

太陽光発電屋根貸し事業を実施した経緯につきましては、小林一広議員の答弁と重なる部分もございますが、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、平成26年以降、議員各位から、再生可能エネルギーへの転換や太陽光発電の屋根貸し事業の導入のご提案をいただいております。モデル施設での実証につきましては、先ほど町長の答弁のとおり、休止となった経緯がございます。

小学校に設置した太陽光発電システムの検証と、その後の事業化につきましては、設置場所が景観に及ぼす影響が少ないとの判断と環境教育の推進、設置するエアコンへの電気の供給を目的に、太陽光パネルも設置しました。発電される電気がエアコンに使われる期間が限られること、設置されるパネルの面積から、小学校の電力全てを賄えないことから、固定価格買取制度により売電収入を得ることを選択しました。

このことから、施設の電力を賄う太陽光パネルの設置は大きな面積が必要となり、景観との調和に及ぼす影響と売電収入の利点を比較する中で、他の公共施設への展開をしていくことの判断には至りませんでした。

太陽光以外の再生可能エネルギー資源の乏しい小布施町にとって、景観との調和を考えた場合、民間事業者さんが進めていた小水力発電の事業化を応援することで、再生可能エネルギーを考えていく時期でもありました。

このような中、小布施エネルギー会議で中心的な役割を担われていた方が代表を務められる民間企業が、松川小水力発電所を建設し、小布施町全世帯の約1割、350世帯相当の電気の使用量を発電することを知らされ、世界規模で化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換が大きな潮流となっており、持続可能な社会を目指すことが自治体にも求められていることから、小布施町としても売電目的だけでなく、地域でエネルギーを発電・消費し、加えて、情報通信技術をまちづくりに活用することを掲げた新電力会社に出資することで、再生可能エネルギーを推進することができるのではないかと考えました。

さらには、今ご指摘ありました小布施若者会議の環境プロジェクトから、太陽光発電による再生可能エネルギーを景観に配慮しながら活用することは可能ではないかとの提案があり、パネルの形状や色、発電効率も改善されている中で、屋根貸しによる太陽光パネルの設置を景観との調和に影響の少ない公共施設で行うことを決断し、屋根貸し事業者を募集することにいたしました。

公募につきましては、まず課長会議等で、太陽光パネル設置による景観への影響が少ないと思われる施設の選定を行い、公募対象施設を22施設としました。11月19日に公募要領を公告し、ホームページで公開した後、11月22日付で、商工会建設部会議及び電気工事事業者の皆さんに文書で公募をお知らせしました。

事業計画書の提出期限を12月18日とさせていただき、3事業者の方から14施設についての事業計画書が提出されました。残り8施設につきましては、事業化の希望がなかったものと判断しております。

外部有識者7名と町職員7名、計14名で組織する太陽光発電屋根貸し事業者選定委員会で、12月26日及び1月23日に会議を開き、審査を行いました。候補事業者を選定する審査基準の中に、建物の屋根等の状況に合わせ、適切に設計され、景観に配慮されているかを審査する項目があり、太陽光パネルは景観を大切にしてきたまちづくりの考えに大きな影響があるとの多くの意見から意見が出され、6施設については、この審査基準を満たしていないという判断で、14施設中8施設の事業計画書を提出した3事業者を候補事業者として選定し、決定をいたしました。

このとき、景観に大きな影響があるということで選定しなかった施設につきましては、小布施町役場本庁舎であったり、小布施ミュージアム、また、6次産業センターの公園側にある日本家屋等の施設につきましては、遠慮したほうが良いという判断となっております。

自然エネルギー推進計画への位置づけにつきましては、フラワーセンターの実証を休止し

たことに伴い、計画に位置づけることができないままとなっております。まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、小水力発電、木質バイオマス発電を中心に、自然エネルギーの活用を積極的に行うことを掲げており、太陽光発電の推進につきましては、景観と調和した太陽光パネルの設置支援を定め、再生可能エネルギーの推進につきましては、策定する次期計画の中で位置づけてまいりたいと思っております。

若者会議メンバーが提案したデザインソーラープロジェクトでは、景観に配慮した太陽光パネルを選定することや、施設でエネルギーを活用する実証、瓦型の太陽光パネルの開発に取り組んでいます。今回の屋根貸し事業では、パネルの設置者は民間事業者であることから、このデザインソーラープロジェクトの直接の連携はありませんが、小布施町が考える景観と調和した太陽光パネルの設置指針や今後の再生可能エネルギー推進に係る計画については、プロジェクトからの提言や活動と連携を図っていくことが必要と考えております。

先ほど町長のほうの答弁にもありましたが、再生可能エネルギー資源の豊富な近隣市町村とも連携し、再生可能エネルギー推進を長野県北信地域の旗印にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（川上健一君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 2012年7月にスタートした固定価格買取制度、この制度によって、20年間にわたっての屋根貸し事業も、そういう保証のもとで実施されているというふうに考えております。そういう中で、午前中、小林一広議員も一般質問で質問していましたが、26年当時は1㎡当たり400円の賃料であったと。それで、現在は100円という、そういう質問をされました。

それで、年間8施設で20万円の収入があるんじゃないかということで、小林一広議員が一般質問されまして、町長も、平成31年度の予算で、財産収入として予算計上してあるというご答弁をいただきましたが、予算計上してある金額は20万円として妥当なのかどうか、お伺いしたいと思います。

そして、いわゆる400円から100円に引き下がってきているということは、固定価格買取制度が本当に大丈夫な制度なのかという一抹の不安があります。その辺の見解について、お伺いをしたいというふうに思います。

次に、この太陽光発電屋根貸し事業実施に転じた経緯ということで、松川小水力発電が小布施町世帯の1割相当の電気を賄えると。これは、やはり非常に町民にとっても、心強い自

然エネルギーだと思います。

また、そういう中で、若者会議から、いわゆる景観に配慮した活用は可能であるのではないかという提案がありました。今までは、白か黒かというような判断基準だったかもしれませんが、そこに一つの解決する道が若者会議から提案されたというのが、大きな一つの転換になったのかなと思います。

その中で、8施設発電出力、これが300キロワット、年間発電量としますと、173万5キロワットアワーになるのかなと。そして、それは小布施町の550世帯分と考えられるのかなと。その根拠は、松川小水力発電で発電出力が約190キロワットで、年間発電量が110万キロワットアワーここで350世帯に相当する発電量だという、その試算に基づいて、ちょっと試算をしてみた内容です。

そうしますと、550世帯と350世帯、約900世帯が、ある面で、この小布施町の自然エネルギーの中で、万が一のときに、売電等の業者の皆さんの協力も必要なんですが、その辺の力を備えることができるのかという判断をしていいのかどうか、その辺のご返答をいただきたいと思います。

それと、最後に、デザインソーラープロジェクトとの連携です。このソーラープロジェクトのリーダーは、小布施町の地域おこし協力隊の隊員にもなっておいでになります。ですから、ある面で、町の行政に携わっている方として判断してもよいのではないかなと。

そういう中で、岩松院に設置しておりますところで、いわゆる黒色のパネルを配置し、また、発電効力が下がりにくい材質のパネルを採用するという事で、それが非常に小布施町にあったパネルになっているのかどうか。そういうことが、ある程度裏づけになって、小布施町として今後、太陽パネル等に、太陽光発電の対応を進めていく、そういう考え方でおいでになるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○副議長（川上健一君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） 再質問にご答弁をさせていただきます。

まず、固定価格買取制度ですけれども、こちらにつきましては、買取価格自体が、ご案内のとおり下がってきておる状況の中で、いつまで続くかということも、はっきりとはわかっていない状況かと思えます。

こういった中で、午前中の町長の答弁にもありましたが、売電収入だけを目的とした再生可能エネルギーの推進ということは考えておりませんで、いかに自家消費をしていくかということをしつかりと考えてまいりたいと思っております。

また、今回、新年度予算の一般会計の収入に見込ませていただいている収入につきましては、全額ではなくて、パネルの設置工事が今後行われる予定となっていますので、計算上は7カ月分を見てございます。

2点目なんですけれども、設置されるパネルで約550世帯程度の電気料が賄えるかどうかということなんですけれども、太陽光パネルの場合、特に長野県というか小布施町の場合は、冬期間積雪の問題がありました。夏場等においても、天候の関係で十分な発電ができない等の状況もあろうかと思えます。これは本当に、設置後、その経過を見ていかないと、何とも言えないんですけれども、計算上は、今議員ご指摘のとおりでよろしいのではないかとこのふうには考えております。

それが、すぐに小布施町の1割相当以上の世帯の電気が賄えるかどうかということなんですけれども、現在は、小水力については全て売電になっております。今後の屋根貸しのパネルにつきましても、自家消費をお願いしているところではあります。基本的には売電ベースで考えておりますので、計算上の小布施町の1割以上の世帯の電気を賄えるということと、そこで発電される電気が実際に1割世帯の電気を賄えるということは、ちょっとまた違ってくるのではないかとこのふうには考えております。

3点目のデザインソーラープロジェクトですけれども、町地域おこし協力隊が中心となって行っております。最初の答弁でも申し上げたとおり、町が今度行っていく景観に対する事業については、そのプロジェクトとしっかり連携を図ってまいりたいと思っております。

また、景観につきましては、今回の屋根貸し事業も含めまして、委員の皆さんから、慎重に考えていく必要があるというふうにご指摘をいただいておりますので、このプロジェクトから生まれる提案等も踏まえて、小布施町のまちづくりを壊すことのないような再生可能エネルギーの推進に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（川上健一君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） それで、公共施設の屋根を貸すという、やっぱり一番の根拠は、災害時、いわゆる避難場所として活用する箇所が多くあると思うんですね。そこには、小林一広議員も言ったんですが、非常用電力の設備、いわゆる蓄電池の設置は、やっぱり不可欠であるというふうに思います。

そういう中で、そのときの質問で町長は、8施設のうち6施設が、いわゆる蓄電池を設置する形で対応していきたいという答弁でございました。

この蓄電池の設置というのは、ある面で、今回選出された3事業所をお願いしていくのか。蓄電池については、そういう避難所の施設という形で、町当局として設置していくのか。その辺の考え方について、お伺いしたいと思います。

○副議長（川上健一君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） 今回決定をさせていただきました屋根貸し施設に応募いただいた3事業所のうち1事業所につきましては、その会社みずからが電気を販売することができる会社となっております。今回、8施設中6施設でお願いしているのは、その電気を販売することができる事業所となっております。

先ほどのご質問の答えとも重なるんですけども、固定価格買取制度が下がる中で、その事業所としましても、売電をしているだけでは事業の採算性がとれないので、できる限り電気をその施設で使っていただく、電気を小布施町に売るということですね。そういったことも考えていきたいという中で、蓄電池の設置も検討していきたいということをおっしゃっております。

ですので、小布施町として蓄電池を設置するということではなくて、今回屋根貸し事業に関していえば、その事業所が蓄電池の設置を検討いただいているということになります。

以上でございます。

○副議長（川上健一君） 以上で、関谷明生議員の質問を終結いたします。

---

◇ 小 湊 晃 君

○副議長（川上健一君） 続いて、9番、小湊 晃議員。

〔9番 小湊 晃君登壇〕

○9番（小湊 晃君） 通告に基づきまして、2項目についてお伺いいたします。

第1項目めとしまして、県営松川団地の転居の状況と跡地の有効活用についてお伺いいたします。

今から2年3カ月前の平成28年12月5日、この議場において開催されました平成28年小布施町議会12月会議の開会の挨拶の中で、市村町長は次のように申されました。10月12日に長野県から、県営松川団地の皆さんに対する移転の説明会が行われました。県は、入居者の減少により、年々空き家が増加し、施設の老朽化も進んでいることから、住居環境の維持が厳



しくなってきた50戸未満の小規模な団地を廃止する方針で、松川団地の皆さんにも5年以内の移転を求めており、今回の説明会となったものですとの発言でありました。

ご承知のとおり、県営松川団地は昭和44年に、2DKB、2部屋、ダイニングキッチン、浴室の間取りの平家住宅が43戸建てられました。建築されてから、ことしで50年になりますので、設備の老化も進み、若い世帯の入居者もなく、今日の住宅ニーズ等を考慮すると、松川団地の廃止は、私は残念ですが、やむを得ないものと思います。

県からの移転の説明があつてから、2年と3カ月の歳月が過ぎました。そこで、お伺いいたします。

移転の説明会が行われたときに入居されていた24世帯、約50人の移転状況は、現在どのようになっているか、お伺いしたいと思います。

続いて、入居者の全ての皆様が撤去された後、県営松川団地の建物及び敷地を県はどのように活用される予定なのかを、県から説明を受けておられますか。説明を受けておられるのであれば、支障のない範囲でお示してください。

3項目めとしまして、現在の県営松川団地の建物敷地が県から小布施町に譲渡された場合を想定して、どのように、その土地建物を有効な方法で活用するのかを事前に検討されることを望みます。

以上についてお伺いいたします。

○副議長（川上健一君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） それでは、小渕議員の県営松川団地の住民移転後の活用方法について、その質問にお答えを申し上げます。

松川県営住宅につきましては、議員お話のとおり、昭和44年、45年に建てられました簡易耐火構造平家建ての住宅で、居住用としましては43戸、公会堂として1戸の計44戸の団地があります。

県では、このように50戸未満の小規模団地につきましては、基本的に廃止するという方針を示しております。順次、市町村や入居者への説明会を実施してきております。先ほどもお話ありましたが、松川団地の入居者の皆さんへは、県が平成28年10月12日に説明会を実施しておるところであります。

1点目の説明会後の移転状況につきましては、住宅を管理しております建設事務所、建築課に確認をしましたところ、説明後の翌年、平成29年4月1日現在の入居者は18世帯40

人で、6世帯10人ほどが移転しております。また、その翌年の平成30年4月1日現在の入居者は7世帯16人で、11世帯24人が転居しております。また、本年4月1日には4世帯9名となる見込みとのことであります。

移転先につきましては、近接の須坂市、長野市の県営住宅などを県があっせんしておりますので、75%に当たる15世帯が、これらの県営住宅に転出している状況であります。

2点目の入居者転出後の建物及び敷地を、県はどのように活用する予定なのかというご質問でございます。また、町への説明はどうだということですが、ちょっと経過から申し上げます。

最初に、平成27年11月10日付で、長野県営住宅松川団地の事業主体の変更についてという、県から町へ事業主体を移すことについてどうかという内容の協議がありました。県では、県営松川団地について、公営住宅として町が10年間使用する場合には、町に無償譲渡するという、そういう条件での協議でありました。

既に45年以上経過する、老朽化している建物を10年間も使用する、そういうことや、10年後、これは解体するのか、あるいは解体して更地とするのか、あるいは建てかえるのかという選択に迫られることもありまして、町としましては、事業主体の変更を希望しないという旨の回答をしております。

したがいまして、それを受けまして、県はその方針のとおり、松川団地を廃止するための入居者への説明会を開催したところであります。今後、入居者が全て転出した、その後は、県は再活用の検討を行うということとなります。

再活用につきましては、財産の規模や位置など、状況に応じて関係機関へ要望調査、情報提供等を行いまして、有効活用を検討することとしておりますが、再活用の検討につきましては、まず県による再活用を優先すると。次に、市町村など、他の地方公共団体による活用と。続いて、社会福祉法人などの公共的団体による再活用、そういった順にやるというふうになっております。

また、まだ入居者がおられる段階でありまして、県としての具体的な活用については決まっていないということをお聞きしております。

3点目の県から町へ譲渡された場合、どのような対応、活用をするかという質問であります。

県営松川団地の土地建物は、先ほどお答えいたしましたとおり、事業主体の変更をしなかったことで、無償で譲渡してもらうことはできません。しかしながら、県の再活用がない場

合には、有償で譲渡してもらふことはできるというふうに思われます。この際、町で活用する場合には、まず5,300㎡ほどの土地を購入することとなりますので、資金的な面も含めて検討する必要があります。

現在のところ、町としての具体的な活用についての構想はありませんが、今後、県の動向にも注視しながら、県が移転期間としております平成32年度までの期間中に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（川上健一君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） 明快な答弁をいただき、県営松川団地の廃止に至った経過と今後の方針については理解できました。

もともと考えると、今回の移転は、転居された皆さんが、ご自身の希望ではなく、県の都合で転居せざるを得なくなった方々であります。その皆さんの中には、隣近所の仲がよく、四季の景色が美しい、この団地、そして小布施が気に入っていましたとか、できれば小布施に残りたい、新しい住宅を建てていただき、戻れるのが希望ですと言われる方も多くおられたと聞いています。

もし町営住宅に余裕があつて、入居できる条件があつたら、町営住宅に移られた方も多かつたのではないかと推測いたします。そう思うと、現在の町営住宅の状況の中で、ご希望に沿えなかつたことに一抹の無念さも残りました。

たまたま今回のこのような中で、県営松川住宅の廃止の話の進む過程で、町営住宅の増設等々の議論がなされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、跡地の活用について、現在、ただいま町答弁をいただきました。その中で、来年度末までに検討されるとのことではありますが、具体的にどのような形の中で検討を進められるお考えなのか、わかっている範疇でお答えをいただきたいと思ひます。

○副議長（川上健一君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） それでは、小渕議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、町営住宅の増設はあつたのかということではありますが、実際に町営住宅の増設というお話はありませんでした。

現在、町営住宅におきましては、退去なさる方がいた場合に、すぐにそこを募集するというような形で進んでおりまして、平成28年後も何回か募集をしております。その中で、残念ながら応募される方はありませんでした。町営住宅につきましては、そのような状況でござ

います。

また、具体的にどのような検討をしていくのか、どのようなところで、どのような検討をするのかということでございますが、現在具体的な、それに対しての案はございません。一つ、もしやるとなると、町全体の需要と申しますか、どういう行政需要があるのかといったところから、何をつくるのかという話になると思うんですけども、そのようなものを、最初はたたき台的に、課長たちが集まって検討するというところ、まずかと思えます。

ただ、先ほども申し上げたとおり、かなり金額的なものがかかるということと、さらに、非常に、先ほど質問もありましたけれども、松川に非常に近いところにあるということですか、そういったことも検討の中に入れていかなければならないのかなというふうには感じます。

また、ちょっと補足になりますが、先ほど、中には非常に、そこに残りたいというお話がございましたけれども、これにつきましては、今、28年の自治会長だった方が全体の面倒を見ているというような状況で、今進んでおります。

○副議長（川上健一君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） 続いて、2項目めのふるさと納税の成果と税収の効果的な活用についてお伺いいたします。

平成30年度のふるさと納税は、2億5,000万円を超えたとお聞きしております。前年度の29年度が約1億8,500万円であったので、約1.4倍のアップであります。

また、前々年度の平成28年度に比較しますと、平成28年度は1億2,000万円でしたので、2年後のことは2.5倍になったこととなります。2.5倍という数字は、なかなかできるようなことではない、立派な成果だと思います。担当部局の職員の努力をたたえたいと思います。

ご承知のとおり、この制度は平成20年に発足しましたので、ことしで11年となります。その間、全国の自治体を巻き込んで、多くの話題を提供してきました。特に最近、東京都の世田谷区は、ふるさと納税として世田谷区から出ていくお金が、平成28年度に16億円、平成29年度には30億円、そして、平成30年度には41億円、そして、ことしは53億円の流出が予想されておることです。単純計算ですが、5年間で140億円もの税収が、ふるさと納税として流出していることとなります。140億円と申しますと、我が町の3年分の予算であります。

逆に、大阪の泉佐野市では、平成29年に135億円の納税があり、平成30年には360億円の税収がありました。また、今国会で成立しました地方税法の施行前のすき間を狙って、100億

円還元閉店キャンペーンと称して、返礼品にプラスして、納税額の10%から20%のアマゾンのギフト券をつけるというプランをつくりました。これがもし順調に進むとなると、4月、5月の2カ月で1,000億円も集まる計算になります。

一時は大反響で、ポータルサイトの「さのちよく」がアクセス集中により、サイトがつながらない状態でありましたが、現在は、わけあって一旦閉店しますとのメッセージが書かれているような状況になってまいりました。

このように乱暴なやり方の中で、このような極端な例を除くと、ふるさと納税は、地方自治体への税収の貢献と返礼品で、その自治体の農産物、生産品、特産品を全国に知っていただく機会にもなっており、地域への産業振興にも貢献しています。加えて、滞在型につきましては、わざわざ地域においでいただき、地域の皆さんと交流を通じ、物心両面にわたって地方の活性化に貢献をいただくシステムであります。

そこで、お伺いします。

30年度の感謝特典の内訳は、果物等の農作物が約70%とお聞きしていますが、果物の品種ごと、あるいは栗などの加工品、それから滞在型の比率を大きくくりでお示しいただきたいと思います。

それと、数ある返礼品の中で、私は常々、滞在型への注力を提案してきました。ことしは、その成果が大きく伸びたと評価しております。今後はさらに、小布施町の強みでもある果実の収穫体験絡みのメニューや、北斎館を初めとする観光資源を活用したメニューの開拓を望みます。

3項目めといたしまして、平成20年から平成30年の11年間のふるさと納税による寄附金の総額が約6億5,500万円になります。そのうち、返礼品の調達費が39%とのことですので、これは信濃毎日新聞の記事から拾いました。実質の寄附の総額は約4億円になります。その寄附金4億円を、今までどのような形の中でご活用いただいたか、お示しいただきたいと思います。

あわせて、今後、ふるさと納税による成果の寄附金の活用の方法等、わかる範疇でお示しいただきたいと思います。

○副議長（川上健一君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 小淵議員のご質問にご答弁申し上げます。

今、とても指摘をいただきましたように、ふるさと納税、本当に全国の皆さんのおかげさ

まで伸びているのは、大変ありがたいことというふうに思っております。

小布施町のふるさと納税は、特産である果物を中心とした農産物の魅力を伝えながら、生産の皆さんや地元事業者さんのご協力もいただきながら実施しており、基本的に、小布施町のファンになっていただくことを目的に、担当職員や地域おこし協力隊が毎週会議を重ね、課題を解決しながら、新しいアイデアを出し合い、事業を推進しております。

これはもう、26年、27年ぐらいから、小渕議員から、俗な言葉で言いますと、こんないい制度があるのにどうして活用しないかという、いわば発破をかけていただいて、そのために27年度から、1億円を超えるような成果というふうになっております。

この間、皆さん方の協力とともに、指導してくださる企業のしっかりとしたリードのもとに、職員の中で、役所ではなかなかできないPDCAサイクルをきちんと回しながら、成果を上げてきたというふうに思っております。

その結果、今年度の寄附額は、昨年度寄附額の約1.4倍に相当する2億6,000万円のご寄附をいただける見込みであります。再度、全国からご寄附をいただいた皆さん、関係の皆さんに感謝申し上げますとこのことでございます。

感謝特典の比率でありますけれども、ブドウを希望される寄附額が約8,100万円で31%、桃が約4,000万円で15%、リンゴが約2,500万円で10%、栗が1,600万円で6%となっており、栗の加工品は約2,900万円で11%、リンゴジュースを中心とした加工品が約700万円で3%になっております。小布施町においでをいただく滞在型の寄附額は、約1,300万円で5%になっております。

収穫体験と一体となった滞在型についても、感謝特典としてご案内をしておりますが、ご寄附をいただけるまでには至りませんでした。現在の申し込みサイトの表上では、その魅力を十分にお伝えすることはできていないと、あるいはいなかったと考えており、農産物の収穫体験や農家さんとの交流による魅力について、ご寄附をお考えになっている皆さんに十分にお伝えできるように、さらに改善を図り、議員ご指摘のふるさと納税を通じて、町民の皆さんとの交流が図られるよう、情報発信に努めてまいります。

寄附金の活用状況につきましては、平成25年度は公衆トイレの改善・改修工事、平成27年度は中学校エアコン設置工事、平成28年度は栗木歩道の修繕や高井鴻山記念館儻然楼耐震工事、それから小学校エアコン設置工事、平成30年度は各種施設の修繕や少子化対策事業費などの新規施策の財源として活用しており、総額で約3億円の寄附金を使わせていただいております。残につきましては、基金として積み立てをさせていただいているところであります。

ご寄附を寄せられる皆さんからは、子育て支援や教育、健康・福祉の推進のために使ってほしいというご要望があり、ご寄附をされる方のご意向に沿って、適切な執行に努めてまいります。

それから、さらに、使い道は小布施町にお任せするという選択も多いことから、町が先進的に取り組んでいる事業を中心とした道づくりやスポーツを初め、若い皆さんが魅力を感じるまちづくりの施策に活用させていただきたいと考えております。そのためには、提示させていただき使い道をより明確化して、ご寄附をお願いできるよう、改善もしてまいります。

以上でございます。

○副議長（川上健一君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） 現在のふるさと納税の制度は、いつまで続くか保証がないような気がいたします。もしこの制度がなくなったときに、ふるさと納税で肥満した体質になってしまうと、なくなったときに、それを戻すために大変苦勞が生じると思います。そのことをやはり念頭に置いての取り組みを当然されております。

しかし、現在、ふるさと納税をしていただいている方の主たる基本的な考えは、返礼品目当ての部分もないわけではありません。そうではなくて、今は返礼品という物のつながりですが、返礼品ではなく、これを心と心の、あるいは人間と人間のつながりに深化させていく、その努力が今必要だと思うのであります。ですから、お届けする返礼品の中に、多分ほとんどの人は、メッセージを添えたり、ご家族の近況などを添えたりと、いろんなやはり対応をされている方もあるとは思いますが。

また、このふるさと納税というのは、返礼品を返す個人ではないんです。町に対してのふるさと納税ですから、町も一定の、やはり責任を持つべき範疇があるはずだと思います。

そういう意味で、現在、多くの返礼品がこの町から出ていっておりますが、それに対する、どのような対応をされているのか。先ほどの文面とか、あるいはパンフレットとか、いろんなものをどうやってやっているのか、その辺の把握がどうなっているのか、ご確認をされておられるんなら、その辺をお知らせいただきたいし、もしその辺が十分に目が届いていないようであれば、それはやはり、しっかりと行政の、ふるさと納税をいただいた町の責任として対応していただきたいと思うのであります。

それから、かねがね企業版ふるさと納税について質問をしまして、順次、努力をされているというようなお話もいただいております。その辺につきまして、ちょうど町長も答弁者

でありますので、ぜひご説明をいただきたいと思います。

○副議長（川上健一君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 再質問にご答弁申し上げます。

まず、ふるさと納税という仕組みそのものでありますけれども、私は、これは税の再配分ということで、一極集中の世の中において、いつなくなるかというような性質のものではないのではないかというふうにも考えております。

それはどうしてかといいますと、国は、地方財政計画が非常に苦しいものですから、これまで臨時財政対策債が実質的交付税に含まれるというような、何か間違った方向を出してきましたけれども、ある意味で、国も苦肉の策だろうというふうにも思いますし、税の再配分という意味では、そう間違った制度ではないというふうに思いますし、地方6団体も、そのことはきちんと伝えていくべきことだと思いますし、私もやってまいりたいと思います。

それから、もう一つ、返礼品を当てにしないということでもありますけれども、そのとおりだと思うんですね。まさに心と心の交流というのが、一番大事なところでありますけれども、今、ポイント社会というのもまた事実であります。これは、返礼品をもらうと、いただく、買い物するというような感覚というよりも、積み上げることの楽しみとでもいいですか、先ほど、福祉みたいなものについてもポイントみたいなものが必要だという、そういう社会になっているということは、肯定していいのではないかとこのように思っております。

以上のことを前提としながらも、やはり小布施町は、交流ということを前面に打ち出して、それは心と心の交流で、小布施ファンだから何も見返りを期待しないけれども、あなたたちの町に寄附して、差し上げるよという善意の塊であってほしいと思っておりますし、実際そういう部分の皆さんが多いというふうにも考えております。

ですから、私どもも、本当にそのご寄附に対して、使い道を大切に、明確にし、そして、その御礼の気持ちを率直に表明していかなければいけないというふうに考えております。

一つには、農家さんからこれ、委任にはなってしまうんですけれども、お礼のメッセージを差し上げてくださいますようお願いをしております。ほとんど全ての農家さんがやっていたらと、追跡調査はしておりませんが、そういうふうに考えております。

それから、町からは必ず、先ほどのP D C Aサイクルの一環として、御礼のメールをお送りすると同時に、新しい情報を送っております。これは、御礼を必ず、深い感謝の気持ちを込めて送らせていただいているところであります。農家さんなどからは、あるいはパンフレットをお送りしていただいているお家もあるやにお聞きしております。



それから、先ほど議員からご提案、さらにこのことにも力を入れなさいというご指摘がありました滞在型、そのものの収穫期に収穫体験みたいなものを入れたらどうかというようなことで、これは必ずしも町の方法が、余りいい方法で伝わっていないんだというふうにも反省をしておりますが、町の中では、例えば社団法人だとか、あるいは一般の法人、あるいは任意の団体ですね、気脈を通じた人たちの団体によって、DMO、デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションといわれますけれども、さまざまな方法で町のツアーを組んでいただいて、いろんなツアーがおいでをいただいております。

私も、そのところにお招きをいただくことが多いわけですが、なるほど、こういう方法があるんだなということを感じておりますので、そういう知見や実績、あるいはノウハウを十分お持ちの皆さん方から、行政のほうでもしっかり、そのノウハウや知見をいただいて、よりよい旅行の組み立てをつくり上げて、ご案内をしていきたいというふうにも考えております。

以上であります。

○副議長（川上健一君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） 今の答弁で理解できる部分がありました。

きょう、この議会の会場におられる14名の議員は、来月4月、4年の任期が切れます。議員それぞれ、住民の信託のもと、立派な議員活動をされてこられたと思います。

一方、二元代表制の一翼である理事者側の皆さんも、市村町長を初め、議員の質問に対し、真摯に対応いただきました。一般質問の最後に当たり、そのことを心から敬意を表し、御礼申し上げて終わりにします。ありがとうございました。

○副議長（川上健一君） 町長。

○町長（市村良三君） ただいま、ありがとうございました。

私からも、この4年の任期の間、14人の議員の皆さんには、積極果敢に町政に関与していただき、なおかつ、適切な質問と適切な議決をそれぞれ賜って、十二分にご活躍をいただいたことに心から御礼申し上げます。

またこの議場でお目にかかることを楽しみにしております。ありがとうございました。

○副議長（川上健一君） 以上で、小渕 晃議員の質問を終結いたします。

以上をもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○副議長（川上健一君） 本日の日程を全て終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時25分